

---

# 新設大和田地区小学校整備基本計画

---

さいたま市教育委員会  
令和3年3月



## 《目 次》

<b>I 基本方針</b> .....	<b>1</b>
01. はじめに.....	2
02. 基本方針.....	2
<b>II 与条件整理</b> .....	<b>3</b>
01. 環境条件.....	4
02. 関係法令等の整理 .....	8
2-1) 建築基準法・同施行令 .....	10
2-2) 消防法・同施行令 .....	21
<b>III 公共施設複合化の検討</b> .....	<b>44</b>
01. 複合化の検討対象施設.....	45
1) 放課後児童クラブ.....	46
2) さいたま市立大和田保育園 .....	47
3) 市民利用を前提とした学校体育施設.....	49
4) さいたま市立大砂土東公民館.....	50
02. 配置計画素案の検討.....	51
03. 複合化の効果に関する検討.....	54
04. 検討結果.....	59
05. 配置計画の再検討 .....	60
<b>IV 施設計画に関するまとめ</b> .....	<b>61</b>
01. 計画施設概要.....	62
02. 本計画で検討した配置・平面計画案(例示).....	64
03. 本計画で検討した断面計画(例示) .....	66
04. 仕上計画.....	67
05. 構造計画.....	67
06. 設備計画.....	68
07. 日影の検討 .....	69
08. 事業スケジュール(案).....	70



## I 基本方針

---

## 01. はじめに

---

さいたま市では学校規模の適正化を図り、良好な教育環境を整備するために、市立小・中学校の新設、通学区域の調整など、過大規模校等の解消に向けて取り組みを進めている。見沼区内においては、大砂土東小学校、大谷小学校が過大規模校となっており、その解消が求められている。

一方、さいたま市都市計画事業大和田特定土地区画整理事業が施行されており、計画人口が5,100人と今後の人口増が見込まれることから、進捗に合わせて新設小学校の整備が求められている。

本基本計画は、多様な学習形態に対応し、また、地域住民のニーズに対応できる、安全で魅力的な小学校を整備するため、各種法令等の与条件を整理したうえで、導入施設や基本構成、整備手法、整備スケジュール等をまとめたものである。

また、「さいたま市公共施設マネジメント計画」において、小学校はコミュニティの核として周辺のコミュニティ関連施設等との複合化を検討する施設として位置づけられており、本計画の策定にあたっては、周辺地域の状況等を踏まえた公共施設複合化の検討を併せて行った。

## 02. 基本方針

---

- 1) 将来的な教育内容・教育方法の変化に対応し得る、高機能かつ多機能な学習環境を確保する。
- 2) 豊かな人間性を育む文化的な施設環境とし、併せて十分な安全性、防災性、防犯性を備え、かつ環境に配慮した施設とする。
- 3) 多目的な活動を可能とする空間を有する施設とする。
- 4) 校内の情報ネットワークを有する施設とする。
- 5) 日本の伝統文化や異文化理解等の学習活動が可能な施設とする。
- 6) 児童の人体寸法や動作領域を考慮した施設とする。
- 7) 地域社会や自然環境との連携に配慮した施設とする。(地域開放スペース等の施設との複合化を検討する)
- 8) 特別支援教育の推進のため、一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮した施設とする。
- 9) 地域に開かれた学校として、積極的に市民開放を行っていくため、開放時の利用者動線などに配慮した施設とする。また、屋内運動施設については、地域の防災拠点としての利用にも配慮した施設とする。

## II 与条件整理

---

## 01. 環境条件

---

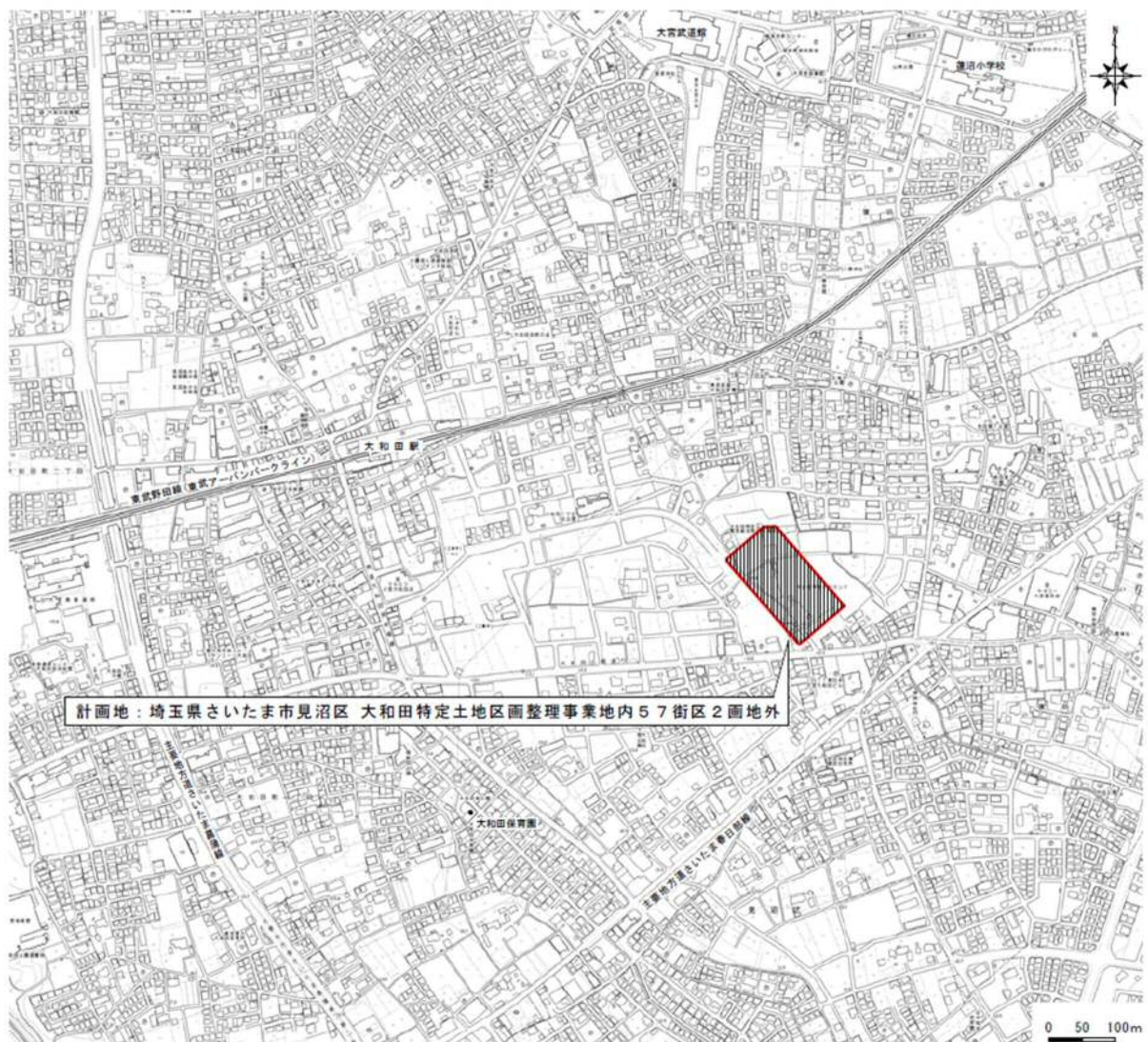
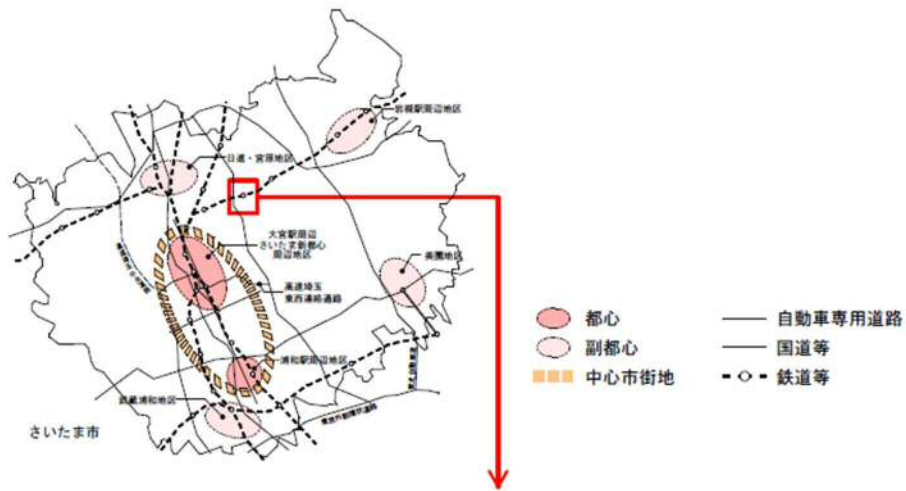
### 1) 計画地概要

- 所在地                   さいたま市大和田特定土地区画整理事業地内57街区2画地外
- 敷地面積               15,000㎡
- 都市計画区域         さいたま都市計画区域
- 市街化区域           市街化区域
- 用途地域              第二種中高層住居専用地域
- 防火地域              準防火地域
- 高度地区              高度地区（15m地区）
- 都市計画事業         さいたま市都市計画事業大和田特定土地区画整理事業（施行中）
- 建蔽率                60%
- 容積率                200%
- 日影規制              4.0h - 2.5h 測定面 4.0m
- 前面道路              北側：6.0m  
南側：6.0m  
西側：12.0m  
(いずれも土地区画整理事業による)



## 2) 計画地位置図

計画地は、さいたま市の中心市街地である大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区の北東に位置し、東武野田線(東武アーバンライン)大和田駅の約600m南東に位置する。



### 3) 計画地周辺整備予定図（土地区画整理事業設計図）

計画地は現在施行中の大和田特定土地区画整理事業地内に位置する。  
計画地周辺は、現在土地区画整理事業により区画道路や宅地等を整備中の状況であり、計画地東側の隣接地は調整池として整備される予定である。



#### ●土地区画整理事業 概要

- ・ 事業の名称                   さいたま都市計画事業大和田特定土地区画整理事業
- ・ 施行者の名称               さいたま市大和田特定土地区画整理組合
- ・ 面積                          50.6 ha
- ・ 施行地区の区域           さいたま市見沼区大和田町一丁目、二丁目の各一部  
さいたま市見沼区大字蓮沼字中田、字五反田、字前田の各一部
- ・ 都市計画決定告示日       平成7年9月12日
- ・ 施行期間                   平成7年～令和18年 予定
- ・ 公共施設整備の概要       都市計画道路 延長 1,496.0m  
区画街路 延長 12,583.4m  
特殊街路 延長 650.0m  
駅前広場（大和田駅南口駅前広場）
- ・ 計画人口                   5,100人

4) 計画地現況写真 (2020年1月16日撮影)



## 02. 関係法令等の整理

整備に当たり特に留意する必要がある主な関係法令等を以下に示す。

### 1) 関係法令等一覧表

関係法令		
	都市計画法	国土交通省
●	建築基準法・同施行令	国土交通省
●	消防法・同施行令	消防庁
●	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	国土交通省
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律	国土交通省
関係条例		
●	埼玉県建築基準法施行条例・同施行細則	埼玉県
	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	埼玉県
●	さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	さいたま市
●	さいたま市みどりの条例	さいたま市
●	さいたま市景観条例	さいたま市
	さいたま市中高層建築物等の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例	さいたま市
	さいたま市生活環境の保全に関する条例	さいたま市
その他関係法令		
	学校教育法（小学校）	文部科学省
	児童福祉法（保育所・放課後児童クラブ）	厚生労働省
	スポーツ基本法（運動施設）	文部科学省

	地方自治法	総務省
●	さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	さいたま市
●	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	さいたま市

関係指針		
	小学校施設整備指針	文部科学省
	学校施設バリアフリー化推進指針	文部科学省
	学校環境衛生基準	文部科学省

● : 詳細内容を 2) 各法令・条例等チェックリスト に示す。

## 2-1) 建築基準法・同施行令

### 2) 各法令・条例チェックリスト

#### < 集団規定 >

項目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
道路	建法 42 条 1 項	北 6.0m、南 6.0m、西 12.0m (建法 42 条 1 項二号道路となる予定)	
用途地域	建法 48 条 4 項	第二種中高層住居専用地域	
	別表 2 (に) 項	<建築物の用途制限> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校 : 建築可能</li> <li>・ 放課後児童クラブ : 建築可能</li> <li>・ 保育所 : 建築可能</li> <li>・ 運動施設 : (※)</li> </ul>	
容積率	建法 52 条	200%	
建ぺい率	建法 53 条	60%	
道路斜線	建法 56 条 1 項一 号 建令 131~135 条 の 6	斜線規制 : 1.25  適用距離 : 道路の反対側の境界線より 20m	
高度地区	建法 58 条 (都計法 9 条 17 項)	高度地区 (15m 地区)  建築物の高さの最高限度 : 15m	
日影規制	建法 56 条の 2	10m 以内 : 4.0h 10m を越える範囲 : 2.5h 測定水平面高さ (4.0m) 北側隣地の用途地域 2 中高	
防火地域等	建法 62 条	準防火地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 階以上又は延べ面積 1,500 m<sup>2</sup> 超の建築物</li> </ul> ⇒耐火建築物	

表示: 建築基準法→建法 建築基準法施行令→建令

(※) 屋内運動場及び屋内プールが別表2(に)項三号の運動施設に該当する場合、当該用途地域内では原則建築不可のため、建築基準法48条ただし書きの許可が必要となる。

なお、上記該当有無については利用形態により取扱いが異なるため、次頁に詳細を示す。

## 屋内運動場・屋内温水プールの建築基準法における建物用途取扱い

「Ⅲ公共施設複合化の検討」において、学校体育施設（屋内運動場及び屋内・温水プール）を学校使用時間外に市民開放することを検討する、とした。そのため、学校体育施設を市民利用に供した際の建築基準法における建物用途の取扱いについて確認を行った。

### <利用形態による建物用途取扱い>

#### ●屋内運動場

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ・スポーツ練習(市民クラブ活動)      | … 運動施設       |
| ・スポーツ教室(小規模フィットネスクラブ) | … 学習塾等に類する施設 |
| ・市民開放(利用限定なし)         | … 運動施設       |
| ・音楽練習、集会              | … 協議による      |
| ・避難所                  | … 学校         |

#### ●屋内プール

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ・水泳教室         | … 運動施設(水泳場) |
| ・市民開放(利用限定なし) | … 運動施設(水泳場) |
| ・防災用水源        | … 学校        |

災害時の避難所としての利用を除き、学校体育施設を市民に開放する場合の建物用途は「運動施設」あるいは「学習塾等に類する施設」として扱われる。計画地の用途地域が第二種中高層住居専用地域であることから、「運動施設」の建築は原則不可となるため、建築にあたっては建築基準法第48条ただし書きの許可が必要となる。

### <本計画での取り扱い>

本計画は、学校体育施設である屋内運動場及び屋内・温水プールを学校利用時間外に市民開放することを検討している。そのため、建築基準法の取扱いに準じ、屋内運動場及び屋内・温水プールは「運動施設」と表記することとする。なお、管理・運営方法については別途検討を行う。

<単体規定（小学校）①>

項目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
建築物の用途 (特殊建築物)	建法 27 条 別表 1 (イ) 欄	小学校：(3) 項 学校	
耐火要求	建法 27 条	<特殊建築物> ・ 3 階以上を当該用途に供する ・ 当該用途に供する部分：2,000 m <sup>2</sup> 以上 ⇒耐火建築物	
	建令 107 条	<主要構造部耐火要求> ・ 柱、梁 1 時間耐火 ・ 外壁（耐力壁） 1 時間耐火 ・ 間仕切壁（耐力壁） 1 時間耐火 ・ 床 1 時間耐火 ・ 間仕切壁（非耐力） 30 分耐火 ・ 屋根 30 分耐火 ・ 階段 30 分耐火	
居室の採光	建法 28 条 1 項 建令 19 条、20 条	採光面積：居室の床面積の 1/5 以上 緩和あり (S55.12.1 告示第 1800 号) 床面上 50cm で 200lx 以上の照明を設ける場合 ⇒教室：1/7 視聴覚室・音楽室：1/10	
居室の換気	建法 28 条 2 項	換気面積：居室の床面積の 1/20 以上	
避雷設備	建法 33 条 建令 129 条の 14 建令 129 条の 15	該当無し。 (建築物の高さ 20m を超える建築物に設置)	
廊下	建法 35 条 建令 119 条	<小学校(児童用)> 幅員：両側に居室あり 2.3m 以上 ：その他の廊下 1.8m 以上	
階段	建法 35 条 建令 120 条 建令 121 条 1 項 六号	<直通階段の設置>(主要構造部耐火構造) ・ 直通階段の数 2 以上 ・ 直通階段の設置距離 50m 以下 (緩和 60m 以下)	
	建法 36 条 建令 23 条 建令 24 条 1 項	<小学校(児童用)> ・ 階段・踊場の幅 140cm 以上 ・ 蹴上寸法 16cm 以下 ・ 踏面寸法 26cm 以上	



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 踊場 高さ 3.0m 以内毎</li> </ul> <屋外階段(直通階段)> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階段、踊場の幅 90cm 以上</li> </ul>	
排煙設備	建法 35 条 建令 126 条の 2 建令 126 条の 3	適用除外 (建令 126 条の 2 1 項二号「学校等」)	
非常照明	建法 35 条 建令 126 条の 4 建令 126 条の 5	適用除外 (建令 126 条の 4 1 項三号「学校等」)	
非常用進入口	建法 35 条 建令 126 条の 6 建令 126 条の 7	非常用進入口に代わる開口部を設置 (3 階以上の階)	

表示: 建築基準法→建法 建築基準法施行令→建令

<単体規定（小学校）②>

項目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
敷地内通路	建法 35 条 建令 128 条	建令 125 条 1 項の出口から道等に通ずる幅員 1.5m 以上の通路を設ける	
内装制限	建法 35 条の 2 建法 35 条の 3 建令 128 条の 4	適用除外 (建令 126 条の 2 1 項二号「学校等」) 但し 無窓居室・火気使用室：準不燃以上	
無窓の居室	建法 35 条の 3 建令 111 条	・採光面積：居室の床面積の 1/20 以上 ・直径 1m 円内接又は W75cm×H1.2m 以上で 直接外気に接する避難上有効なもの 無窓居室⇒居室を区画する主要構造部を 耐火構造又は不燃材料で造る	
天井高さ	建法 36 条 建令 21 条 1 項	居室 2.1m 以上	
防火区画	建法 36 条 建令 112 条	<耐火建築物> 面積区画（1,500 m <sup>2</sup> 以下毎）、竪穴区画、 異種用途区画	
間仕切壁	建法 36 条 建令 114 条 2 項	防火上主要な間仕切壁は準耐火構造以上（45 分） 小屋裏又は天井裏に達せしめる	

表示：建築基準法→建法 建築基準法施行令→建令

< 単体規定（放課後児童クラブ） >

項 目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
建築物の用途 (特殊建築物)	建法27条 別表1(イ)欄	放課後児童クラブ：特殊建築物該当無し	
耐 火 要 求	建法27条	<特殊建築物> ・特殊建築物該当なし (小学校と一体の建築物) ⇒耐火建築物	
	建令107条	<主要構造部耐火要求> 単体規定(小学校)に同じ	
居室の採光	建法28条1項 建令19条、20条	採光面積：居室の床面積の1/7以上	
居室の換気	建法28条2項	換気面積：居室の床面積の1/20以上	
避 雷 設 備	建法33条等	単体規定(小学校)に同じ	
廊 下	建法35条 建令119条	<居室面積200㎡超の階> (3室以下の専用のものを除く) 幅員：両側に居室あり 1.6m以上 ：その他の廊下 1.2m以上	
階 段	建法35条 建令120条 建令121条1項六号	<直通階段の設置>(主要構造部耐火構造) ・主たる居室面積100㎡超の階(50㎡×2) ：2以上の直通階段を設置 ・直通階段の設置距離 50m以下 (緩和60m以下)	
	建法36条 建令23条 建令24条1項	<直上階の居室床面積合計が200㎡を超える階> ・階段・踊場の幅 120cm以上 ・蹴上寸法 20cm以下 ・踏面寸法 24cm以上 <屋外階段(直通階段)> ・階段、踊場の幅 90cm以上	
排 煙 設 備	建法35条 建令126条の2 建令126条の3	適用あり	
非 常 照 明	建法35条 建令126条の4 建令126条の5	適用あり 避難階又は避難階の直上階の居室で避難上支障のない場合、設置免除(H12.5.31告示第1411号)	

非常用進入口	建法35条 建令126条の6 建令126条の7	非常用進入口に代わる開口部を設置 (3階以上の階)	
敷地内通路	建法35条 建令128条	建令125条1項の出口から道等に通ずる 幅員1.5m以上の通路を設ける	
内装制限	建法35条の2 建法35条の3 建令128条の4	適用あり 100㎡以内毎に準耐火構造・防火設備で区画 された部分の居室は対象外	
無窓の居室	建法35条の3 建令111条	単体規定（小学校）に同じ	
天井高さ	建法36条 建令21条1項	居室 2.1m以上	
防火区画	建法36条 建令112条	単体規定（小学校）に同じ	
間仕切壁	建法36条 建令114条2項	防火上主要な間仕切壁は準耐火構造以上(45分) 小屋裏又は天井裏に達せしめる	

表示: 建築基準法→建法 建築基準法施行令→建令

< 単体規定（保育所） >

項 目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
建築物の用途 (特殊建築物)	建法27条 別表1(イ)欄	保育園：(2)項 児童福祉施設等(保育所)	
耐 火 要 求	建法27条 建令107条	<特殊建築物> 単体規定(放課後児童クラブ)に同じ <主要構造部耐火要求> 単体規定(小学校)に同じ	
居室の採光	建法28条1項 建令19条、20条	採光面積：保育室の床面積の1/5以上 緩和あり(S55.12.1 告示第1800号) (床面で200lx以上の照明を設ける場合) ⇒1/7	
居室の換気	建法28条2項	換気面積：居室の床面積の1/20以上	
避 雷 設 備	建法33条等	単体規定(小学校)に同じ	
廊 下	建法35条 建令119条	<居室面積200㎡超の階> (3室以下の専用のもを除く) 幅員：両側に居室あり 1.6m以上 ：その他の廊下 1.2m以上	
階 段	建法35条 建令120条 建令121条1項六号	<直通階段の設置>(主要構造部耐火構造) ・主たる居室面積100㎡超の階(50㎡×2) ：2以上の直通階段を設置 ・直通階段の設置距離 50m以下 (緩和60m以下)	
	建法36条 建令23条 建令24条1項	<直上階の居室床面積合計が200㎡を超える階> ・階段・踊場の幅 120cm以上 ・蹴上寸法 20cm以下 ・踏面寸法 24cm以上 <屋外階段(直通階段)> ・階段、踊場の幅 90cm以上	
排 煙 設 備	建法35条 建令126条の2 建令126条の3	適用あり 準耐火構造・防火設備で区画された部分で 100㎡以内の場合、設置免除	
非 常 照 明	建法35条 建令126条の4 建令126条の5	適用あり 避難階又は避難階の直上階の居室で避難上支障 のない場合、設置免除(H12.5.31 告示第1411 号)	
非常用進入口	建法35条 建令126条の6 建令126条の7	非常用進入口に代わる開口部を設置 (3階以上の階)	
敷地内通路	建法35条 建令128条	建令125条1項の出口から道等に通ずる 幅員1.5m以上の通路を設ける	

内装制限	建法35条の2 建法35条の3 建令128条の4	適用あり 100㎡以内毎に準耐火構造・防火設備で区画された部分の居室は対象外	
無窓の居室	建法35条の3 建令111条	単体規定（小学校）に同じ	
天井高さ	建法36条 建令21条1項	居室 2.1m以上	
防火区画	建法36条 建令112条	単体規定（小学校）に同じ	
間仕切壁	建法36条 建令114条2項	防火上主要な間仕切壁は準耐火構造以上(45分) 小屋裏又は天井裏に達せしめる	

表示: 建築基準法→建法 建築基準法施行令→建令

< 単体規定（運動施設） >

項 目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
建築物の用途 (特殊建築物)	建法27条 別表1(イ)欄	スポーツ施設：(1)項 集会所に類するもの	設計時 再確認
耐 火 要 求	建法27条	<特殊建築物> ・ 3階以上を当該用途に供する ・ 客席の床面積：300㎡以上 ⇒耐火建築物	
	建令107条	<主要構造部耐火要求> 単体規定（小学校）に同じ	
居室の換気	建法28条2項	換気面積：居室の床面積の1/20以上	
避 雷 設 備	建法33条等	単体規定（小学校）に同じ	
廊 下	建法35条 建令119条	<居室面積200㎡超の階> (3室以下の専用のものを除く) 幅員：両側に居室あり 1.6m以上 ：その他の廊下 1.2m以上	
階 段	建法35条 建令120条 建令121条1項六号	<直通階段の設置>(主要構造部耐火構造) ・ 直通階段の数 2以上 ・ 直通階段の設置距離 50m以下 (緩和60m以下)	
	建法36条 建令23条 建令24条1項	<集会場等における客用のもの> ・ 階段・踊場の幅 140cm以上 ・ 蹴上寸法 18cm以下 ・ 踏面寸法 26cm以上 ・ 踊場 高さ3.0m以内毎 <屋外階段(直通階段)> ・ 階段、踊場の幅 90cm以上	
排 煙 設 備	建法35条 建令126条の2 建令126条の3	適用あり	
非 常 照 明	建法35条 建令126条の4 建令126条の5	適用あり 避難階又は避難階の直上階の居室で避難上支障のない場合、設置免除(H12.5.31告示第1411号)	
非常用進入口	建法35条 建令126条の6 建令126条の7	非常用進入口に代わる開口部を設置 (3階以上の階)	
敷地内通路	建法35条 建令128条	建令125条1項の出口から道等に通ずる幅員1.5m以上の通路を設ける	

内 装 制 限	建法35条の2 建法35条の3 建令128条の4	適用あり 100㎡以内毎に準耐火構造・防火設備で区画された部分の居室は対象外	
無 窓 の 居 室	建法35条の3 建令111条	適用除外 (別表1(い)欄(1)項)	
天 井 高 さ	建法36条 建令21条1項	居室 2.1m以上	
防 火 区 画	建法36条 建令112条	単体規定(小学校)に同じ	

表示: 建築基準法→建法 建築基準法施行令→建令



## 2-2) 消防法・同施行令

### <施設全体>

項 目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
用途区分	消法8条 消令1条の2 消令別表第1	施設全体：(16)項イ 複合用途防火対象物	設計時 再確認
消火器具	消令10条	各用途部分の設置基準による (地階、無窓階、3階以上：50㎡以上は設置)	
屋内消火栓	消令11条	各用途部分の設置基準による	
スプリンクラー設備	消令12条	特定用途(※)の床面積により、 当該用途の存する階全体に設置 ・一般：3,000㎡以上(延べ面積) ・地階、無窓階：1,000㎡以上の階 ・4～10階：1,500㎡以上の階	
水噴霧 消火設備等	消令13条	駐車のに供する部分の床面積 ・1階：500㎡以上 ・地階：200㎡以上	
屋外消火栓	消令19条	1階と2階の床面積の合計：9,000㎡以上 (耐火建築物)	
自動火災 報知設備	消令21条	必要(300㎡以上)	
消防機関へ 通報する 火災報知設備	消令23条	各用途部分の設置基準による	
非常警報設備	消令24条	各用途部分の設置基準による	
避難器具	消令25条	各用途部分の設置基準による	
誘導灯・ 誘導標識	消令26条	必要(誘導灯)	
消防用水 (防火水槽)	消令27条	不要 (耐火建築物：敷地面積20,000㎡以上かつ 延べ面積15,000㎡以上)	

排 煙 設 備	消令28条	各用途部分の設置基準による	
連結散水設備	消令28条の2	地階の床面積合計：700㎡以上	
連結送水管	消令29条	不要 (階数7以上、又は階数5以上かつ延べ面積 6,000㎡以上)	

表示：消防法→消法 消防法施行令→消令

(※) 特定用途：別表第1 (1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ

<小学校>

項 目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
用途区分	消法8条 消令1条の2 消令別表第1	小学校：（7）項	
消火器具	消令10条	必要（300㎡以上、歩行距離20m以内毎に設置）	
屋内消火栓	消令11条	必要（2,100㎡以上、無窓階等：450㎡以上） ※主要構造部耐火構造とした場合(x3)の数値 設置箇所：階毎に25m以下毎	
スプリンクラー設備	消令12条	不要（11階以上の階） （上記の他、施設全体：16項イの基準による）	
水噴霧 消火設備等	消令13条	駐車の用に供する部分の床面積 ・ 1階：500㎡以上 ・ 地階：200㎡以上	
屋外消火栓	消令19条	1階と2階の床面積の合計：9,000㎡以上 （耐火建築物）	
自動火災 報知設備	消令21条	必要（500㎡以上）	
消防機関へ 通報する 火災報知設備	消令23条	必要（1,000㎡以上）	
非常警報設備	消令24条	必要（収容人員800人以上に該当） 放送設備（必須）、非常ベル又は自動式サイレン 自動火災報知設備の設置範囲内は緩和あり	
避難器具	消令25条	必要（2階以上の階） 主要構造部を耐火構造とした2階を除く 設置箇所：200人以内毎に1箇所	
誘導灯・ 誘導標識	消令26条	必要（施設全体：16項イの基準より）	

消 防 用 水 ( 防 火 水 槽 )	消令27条	不要 (耐火建築物：敷地面積20,000㎡以上かつ延べ面積15,000㎡以上)	
排 煙 設 備	消令28条	不要 (用途により対象外)	
連結散水設備	消令28条の2	地階の床面積合計：700㎡以上	
連結送水管	消令29条	不要 (階数7以上、又は階数5以上かつ延べ面積6,000㎡以上)	

表示：消防法→消法 消防法施行令→消令

<放課後児童クラブ>

項 目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
用途区分	消法8条 消令1条の2 消令別表第1	放課後児童クラブ：(15)項	
消火器具	消令10条	必要(300㎡以上、歩行距離20m以内毎に設置)	
屋内消火栓	消令11条	不要(3,000㎡以上、無窓階等:600㎡以上) ※主要構造部耐火構造とした場合(x3)の数値	
スプリンクラー設備	消令12条	不要(11階以上の階) (上記の他、施設全体:16項イの基準による)	
水噴霧 消火設備等	消令13条	駐車の用に供する部分の床面積 ・1階:500㎡以上 ・地階:200㎡以上	
屋外消火栓	消令19条	1階と2階の床面積の合計:9,000㎡以上 (耐火建築物)	
自動火災 報知設備	消令21条	必要(施設全体:16項イの基準より)	
消防機関へ 通報する 火災報知設備	消令23条	不要(1,000㎡以上)	
非常警報設備	消令24条	必要(収容人員50人以上に該当) 放送設備又は非常ベル又は自動式サイレン 自動火災報知設備の設置範囲内は緩和あり	
避難器具	消令25条	不要(3階以上の階に設置)	
誘導灯・ 誘導標識	消令26条	必要(施設全体:16項イの基準より)	
消防用水 (防火水槽)	消令27条	不要 (耐火建築物:敷地面積20,000㎡以上かつ延べ 面積15,000㎡以上)	

排 煙 設 備	消令28条	不要（用途により対象外）	
連結散水設備	消令28条の2	不要（地階の床面積合計：700㎡以上）	
連結送水管	消令29条	不要 （階数7以上、又は階数5以上かつ延べ面積 6,000㎡以上）	

表示：消防法→消法 消防法施行令→消令

<保育所>

項 目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
用途区分	消法8条 消令1条の2 消令別表第1	保育園：（6）項ハ	
消火器具	消令10条	必要（150㎡以上、歩行距離20m以内毎に設置）	
屋内消火栓	消令11条	2,100㎡以上、無窓階等:450㎡以上 に設置 ※主要構造部耐火構造とした場合(x3)の数値	
スプリンクラー設備	消令12条	不要（6,000㎡以上、無窓階等:1,000㎡以上、 4～10階:1,500㎡以上、11階以上の階） （上記の他、施設全体：16項イの基準による）	
水噴霧 消火設備等	消令13条	駐車のために供する部分の床面積 ・ 1階：500㎡以上 ・ 地階：200㎡以上	
屋外消火栓	消令19条	不要（1階と2階の床面積の合計9,000㎡以上） 耐火建築物	
自動火災 報知設備	消令21条	必要（300㎡以上）	
消防機関へ 通報する 火災報知設備	消令23条	必要（500㎡以上）	
非常警報設備	消令24条	必要（収容人員50人以上300人未満に該当） 放送設備又は非常ベル又は自動式サイレン 自動火災報知設備の設置範囲内は緩和あり	
避難器具	消令25条	2階以上の階（収容人員20人以上）に設置 設置箇所：100人以内毎に1箇所	
誘導灯・ 誘導標識	消令26条	必要（施設全体：16項イの基準より）	
消防用水 （防火水槽）	消令27条	不要 （耐火建築物：敷地面積20,000㎡以上かつ延べ 面積15,000㎡以上）	

排煙設備	消令28条	不要（用途により対象外）	
連結散水設備	消令28条の2	不要（地階700㎡以上）	
連結送水管	消令29条	不要 （階数7以上、又は階数5以上かつ延べ面積 6,000㎡以上）	

表示：消防法→消法 消防法施行令→消令



<運動施設>

項 目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
用途区分	消法8条 消令1条の2 消令別表第1	スポーツ施設：（1）項口	設計時 再確認
消火器具	消令10条	必要（150㎡以上、歩行距離20m以内毎に設置）	
屋内消火栓	消令11条	必要（500㎡以上、無窓階等：300㎡以上） 主要構造部耐火構造（3倍読み） 設置箇所：階毎に25m以下毎	
スプリンクラー設備	消令12条	6,000㎡以上、無窓階等：1,000㎡以上及び舞台部300㎡以上、4～10階：1,500㎡以上、11階以上の階に設置 （上記の他、施設全体：16項イの基準による）	
水噴霧 消火設備等	消令13条	駐車の用に供する部分の床面積 ・ 1階：500㎡以上 ・ 地階：200㎡以上	
屋外消火栓	消令19条	不要（1階と2階の床面積の合計9,000㎡以上） 耐火建築物	
自動火災 報知設備	消令21条	必要（300㎡以上）	
消防機関へ 通報する 火災報知設備	消令23条	必要（500㎡以上）	
非常警報設備	消令24条	必要（収容人員300人以上に該当） 放送設備（必須）、非常ベル又は自動式サイレン 自動火災報知設備の設置範囲内は緩和あり	
避難器具	消令25条	必要（2階以上の階） 主要構造部を耐火構造とした2階を除く 設置箇所：200人以内毎に1箇所	
誘導灯・ 誘導標識	消令26条	必要（施設全体：16項イの基準より）	
消防用水 （防火水槽）	消令27条	不要 （耐火建築物：敷地面積20,000㎡以上かつ延べ 面積15,000㎡以上）	

排 煙 設 備	消令28条	不要（舞台部500㎡以上）	
連結散水設備	消令28条の2	不要（地階700㎡以上）	
連結送水管	消令29条	不要 （階数7以上、又は階数5以上かつ延べ面積 6,000㎡以上）	

表示：消防法→消法 消防法施行令→消令

● 2-3)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

項 目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
基準適合義務	法11条 令4条	特定建築行為 ・ 特定建築物(非住宅2,000㎡以上(※))の新築 ・ 特定建築物の増改築 (増改築部分のうち非住宅部分300㎡以上(※)) ・ 増築後に特定建築物となる増築 (増築部分のうち非住宅部分300㎡以上(※))	
適合性判定	法12条	特定建築行為に該当 → 建築確認に際して建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない	
適用基準	法2条3号	建築物エネルギー消費性能基準 ・ 設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超えないこと	
適用除外	法18条 令7条	基準適合義務等の適用除外となる建築物 <建物用途> ・ 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途 ・ 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途 (高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る) <文化財等> ① 国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定等された建築物 ② 伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物 ③ 重要美術品等として認定された建築物 ④ 現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物(基準適合が困難なものとして所管行政庁が認めたものに限る) ⑤ ①、③及び④に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物(基準適合が困難なものとして所管行政庁が認めたものに限る) ⑥ 景観重要建造物として指定された建築物 <仮設建築物> ・ 応急仮設建築物(その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの等に限る) ・ 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物 ・ 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗等の仮設建築物(許可を受けた建築物に限る)	下線該当箇所

表示: 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律→法 同法施行令→令

(※)外気に対して高い開放性を有する部分を除いた部分の床面積

● 2-4)埼玉県建築基準法施行条例

項 目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
敷地と道路	条例4条	延べ面積1,000㎡以上の建築物の敷地 道路に6m以上避難上有効に接すること	
屋外階段の 構造	条例11条	木造としてはならない	
4階以上に 設ける教室等 の禁止	条例13条	特別支援学校の用途に供する建築物の 4階以上には教室等を設けてはならない	
木造校舎と 隣地境界線 との距離	条例14条	4.0m以上保たなければならない	
校舎の教室等 の出入口	条例15条	避難上有効な廊下、広間、屋外に面して2以上の 出入口を設けること (緩和あり) 耐火建築物かつ避難上有効なバルコニー設置	
車庫等の敷地	条例30条	以下の場所に入出口を有する敷地に車庫等の用途 に供する建築物(車庫等の部分50㎡以上)を建築し てはならない ・ 幅員6m未満の道路 ・ 道路の交差点又は曲がり角(120度以下)から 5m以内の場所 ・ 橋詰め又は踏切から10m以内の道路 ・ 公園、小学校、幼稚園その他類するものの 出入口から20m以内の道路 ・ その他知事が指定する道路	
前面空地 (車庫等)	条例31条	車庫等の出入口は道路境界線から1m以上後退しな なければならない	
車庫等の構造	条例32条	車庫等の直上に2以上の階又は100㎡を超える 直上階がある場合 主要構造部：耐火構造又は1時間準耐火基準	
一般構造設備 (車庫等)	条例33条	・ 床は耐水材料で造り、排水設備を設ける ・ 床面から50cm以下の位置(2方面以上)に 換気口を設ける ・ 延焼の恐れのある部分 ：不燃材料又は準耐火構造の外壁を設け、 開口部には防火設備を設ける (床面積100㎡以下のものを除く) ・ 傾斜路の勾配は1/6以下とする	
大規模車庫の 構造設備	条例34条	格納部分500㎡以上のもの(33条に加えて適用) ・ 格納部分天井高さ(梁下)：2.1m以上 ・ 通路部分天井高さ(梁下)：2.3m以上 ・ 機械換気設備又は開口部を設ける ・ 通路の幅員(一方)：3.5m以上 ・ 通路の幅員(二方)：5.5m以上、屈曲部の 内法半径5m以上	

項 目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
他の用途部分との区画 (車庫等)	条例35条	建築物の一部に車庫等を設ける場合 ・他の部分と準耐火構造の界壁で区画し、開口部には防火設備を設ける ・床及び天井に車庫等以外に通じる開口部を設けない ・車庫等以外からの避難口を設けない	
客席の定員の算定方法 (興行場等)	条例43条の2	集会場(200㎡以上)の客席 定員：客席部分の床面積 ÷ 0.5㎡ (使用形態が特定できない場合)	
敷地と道路の関係 (興行場等)	条例44条	敷地の外周の1/7以上が下記幅員以上の道路に接しなければならない ・定員 ≤ 300人 … 4m ・301人 ≤ 定員 ≤ 600人 … 5m ・601人 ≤ 定員 ≤ 900人 … 6m ・910人 ≤ 定員 ≤ 1,500人 … 8m ・1,501人 ≤ 定員 … 11m 又は外周の1/3以上が下記幅員以上の2以上の道路に接する ・定員 ≤ 600 1の道路：4m 他の道路：4m ・601人 ≤ 定員 ≤ 900人 1の道路：5m 他の道路：4m ・910人 ≤ 定員 ≤ 1,500人 1の道路：6m 他の道路：4m ・1,501人 ≤ 定員 1の道路：8m 他の道路：6m (周囲に公園等がある場合、緩和あり)	
前面空地 (興行場等)	条例45条	主要な出入口の前面には下記の空地を設けなければならない 空地の奥行(下記以上) ・定員 ≤ 300人 … 2.0m ・301人 ≤ 定員 ≤ 600人 … 3.0m ・601人 ≤ 定員 ≤ 900人 … 3.5m ・910人 ≤ 定員 ≤ 1,500人 … 4.0m ・1,501人 ≤ 定員 … 4.5m 空地の幅：主要な出入口の幅の2倍	
屋外へ通じる出入口等 (興行場等)	条例48条	屋外へ通じる出入口(客用)：2以上 出入口の幅：1m以上 / 箇所 出入口の幅の合計：0.8cm × 客席定員 以上 出入口のうち1以上は条例44条の道路に面して、その他は道路又は屋外の通路等に面して設置	
客席部分の出入口 (興行場等)	条例48条の2	客席部分の出入口は避難上有効な位置に設け、下記の数を設ける ・定員 ≤ 30人 … 1以上 ・31人 ≤ 定員 ≤ 300人 … 2以上 ・301人 ≤ 定員 ≤ 600人 … 3以上 ・601人 ≤ 定員 ≤ 900人 … 4以上 ・910人 ≤ 定員 ≤ 1,500人 … 5以上 ・1,501人 ≤ 定員 … 6以上 出入口の幅：1m以上 / 箇所 出入口の幅の合計：0.8cm × 客席定員 以上	

項 目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
階 段 (興行場等)	条例49条	客用の直通階段は避難上有効な位置に設ける 階段の幅の合計は下記以上とする ・各階の直通階段 0.8cm × 直上階以上の階の定員の合計 ・特別避難階段、前室等付き屋外避難階段 0.8cm × 定員が最大の階における定員数 踊り場の幅及び踏幅：階段の幅以上	
客用の廊下等 (興行場等)	条例50条	・廊下の幅 定員500人以下：1.2m 以上 定員501人以上：1.2m+100人毎に10cm 以上 ・避難方向に向かって狭くしない ・定員301人以上の階には客席の両側及び後方に互いに連絡し、かつ客席に通じる出入口を有する廊下等を設ける	緩和あり
客席と舞台との区画 (興行場等)	条例53条	定員の合計300人以上の場合 ・客席と舞台を直上階の床又は小屋裏まで達する準耐火構造の隔壁で区画 ・ドレンチャー等の設備、随時開放可能な特定防火設備(建令112条1項)を設ける (定員の合計1,500人以下で隔壁の開口部に防火設備を設けた場合は免除)	
舞台等の構造及び設備 (興行場等)	条例54条	舞台部分の上部・下部：控室、物置等の設置不可 (床下部を準耐火構造とした場合を除く) 舞台と舞台以外の部分 ・準不燃材料以上で造られた隔壁で区画 ・開口部には防火設備を設置 舞台以外の各室 ・出入口、階段又は幅員1m以上の避難通路を設置	
避難階以外の階に客席を設ける場合 (興行場等)	条例55条	客席が避難階以外の階にある興行場等は下記の構造とする ・耐火建築物 ・主要な出入口の前面に下記の空間を設ける 空間の奥行(下記以上) ・定員 ≤ 300人 … 2.0m ・301人 ≤ 定員 ≤ 600人 … 3.0m ・601人 ≤ 定員 ≤ 900人 … 3.5m ・910人 ≤ 定員 ≤ 1,500人 … 4.0m ・1,501人 ≤ 定員 … 4.5m 空間の幅：主要な出入口の幅の2倍 ・客席部分から直接進入する直通階段 →特別避難階段又は屋外避難階段とする ・避難階又は地上に通じる直通階段の内1以上 →避難階段又は特別避難階段とする	

● 2-5)さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例

整備項目	条文番号	整備項目の要約	備考
01 移動等円滑化経路	(1)	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を1以上確保 ア 道等～利用居室 イ 利用居室～みんなのトイレ ウ 車いす使用者用駐車施設～利用居室 エ 省略（公共用歩廊の場合）	
	(2)	階段又は段：経路上に設けない	ただし書あり
	(3)	省略（地形の特殊性）	
02 視覚障害者移動等円滑化経路	(1)	視覚障害者が円滑に利用できる経路を1以上確保 ・道等～案内設備又は案内所	ただし書あり
	(2)	誘導ブロックの敷設又は音声誘導設備の設置 下記部分には天井ブロック等を敷設 ア 車路に近接する部分 イ 段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 誘導ブロック敷設について緩和あり	
03 特定経路	対象外	省略（共同住宅の住戸及びホテル等の客室）	
04 出入口	(1)	利用者の用に供する出入口 ア 戸：衝突防止措置（全面透明の場合） イ 自動制止装置：自動ドアの場合	
	(2)	移動等円滑化経路を構成する出入口 ア 幅員：有効幅85cm以上 イ 戸：自動的に閉鎖する構造、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造 前後に高低差なし	緩和あり
		ウ 直接地上へ通じる出入口 （ア）幅員：有効幅90cm以上 （イ）屋根、庇の設置（努力義務）	
05 廊下等	(1)	利用者の用に供する廊下等 ア 床仕上：粗面、又は滑りにくい材料 イ 誘導ブロック：階段等の上端に近接する部分 ウ 突起物等：通行の支障となるものを設けない	
	(2)	移動等円滑化経路を構成する廊下等 ア 幅員：有効幅1.2m以上 イ 車いすの回転ができる場所の設置 （廊下の末端及び、区間50m以内毎） ウ 戸：04（2）イ エ 省略（手摺の設置、対象外） オ 育児用施設を1以上設け位置を表示（集会場等）	
06 階段		利用者の用に供する階段	
	(1)	両側手摺	
	(2)	床仕上：粗面、又は滑りにくい材料	
	(3)	段の識別：端部と周囲の色の差大（色相・明度・彩度）	
	(4)	段の構造：段鼻の突出不可、蹴込み2cm以下	
	(5)	誘導ブロック：段の上端に近接する踊場部分	ただし書あり
	(6)	主たる階段：回り階段不可	ただし書あり
(7)	立上り：踏面の両側2cm以上又は側壁		

整備項目	条文番号	問題点の有無・整備項目の要約	備考
07 階段に代わり 又はこれに併設 する傾斜路	(1)	利用者の用に供する傾斜路 ア 両側手摺：勾配1/12超又は高さ16cm以上の場合 イ 床仕上：粗面、又は滑りにくい材料 ウ 路面の識別：前後の色の差大(色相・明度・彩度) エ 誘導ブロック：傾斜の上端に近接する踊場部分 オ 両側に側壁又は5cm以上の立上り	
	(2)	移動等円滑化経路を構成する傾斜路 ア 幅員：有効幅1.2m以上 (階段、段に併設する場合90cm以上) イ 勾配：1/12以下(高さ16cm以下の場合勾配1/8以下) ウ 踊場：高さ75cm以内毎、踏幅1.5m以上	
08 便所	(1)	みんなのトイレ(車いす使用者の利用に配慮した便所)を1以上設置 ア 腰掛便座等：腰掛便座、手摺等の適切な配置 イ 車いす対応：車いす回転径(直径1.5m)確保 ウ 床面仕上：粗面、又は滑りにくい材料 エ オストメイト対応設備付き便房を1以上設置	
	(2)	2,000㎡以上の建築物は①又は② ①みんなのトイレ 1以上+ゆとりブース 1以上(男女別) ②みんなのトイレ 2以上 ア 腰掛便座等：腰掛便座、手摺等の適切な配置 イ 車いす対応：車いす使用者が円滑に利用可能	
	(3)	みんなのトイレ又はゆとりブースの手洗器 ア 高さ等：車いす利用者に配慮 イ 強固な構造又は両側に手摺を設置 ウ 容易に操作できるもの	
	(4)	男子用小便器：受け口高さ35cm以下(1以上)	
	(5)	男子用小便器：(4)の小便器に両側手摺(1以上)	
	(6)	乳幼児用設備1以上設置(500㎡以上) ア 乳幼児用イス イ 乳幼児用ベッド等 ウ 案内表示設置	
	(7)	省略(500㎡未満の建築物)	
09 浴室		浴室、シャワー室、更衣室を設ける場合男女各1以上整備	
	(1)	シャワー、手摺等の適切な配置	
	(2)	空間・段：車いす利用者に配慮、段を設けない	
	(3)	水栓器具は容易に操作可能なもの	
	(4)	更衣ブース又はシャワーブースの出入口幅：85cm以上(1以上)	
10 客室	対象外	省略(ホテル又は旅館の客室)	
11 客席	対象外	省略(客席を設ける場合)	
12 カウンター等	(1)	カウンター(記載台、公衆電話台)の構造：車いす利用に配慮	
	(2)	券売機等：高齢者、障害者等の利用に配慮	



整備項目	条文番号	問題点の有無・整備項目の要約	備考
13 敷地内通路	(1)	利用者の用に供する敷地内通路 ア 仕上：粗面、又は滑りにくい材料 イ 段：06 (1)、(3)、(4) ウ 傾斜路：(7) 両側手摺：07 (1) アかつ勾配1/20以上 (イ) 路面の識別：07 (1) ウ (ウ) 立上り：07 (1) オ エ 突起物等：通行の支障となるものを設けない オ 排水溝蓋：白杖、車いす使用者に配慮 細目タイプ(ノンスリップ)	
	(2)	移動等円滑化経路を構成する敷地内通路 ア 幅員：有効幅1.4m以上 イ 車いすの回転ができる場所の設置(区間50m以内毎) ウ 戸：04 (2) イ エ 傾斜路：07 (2) ア～ウ	
14 駐車場	(1)	車いす使用者駐車場設置数 全駐車台数 × 1/50 (全駐車台数200以下)	
	(2)	車いす使用者駐車場整備基準 ア 幅3.5m以上、奥行6.0m以上 イ 01 (1) ウ の経路を極力短くする ウ 乗降場所は極力水平とする	
	(3)	車寄せを設ける場合：高齢者、障害者等優先停車施設	
15 昇降路	(1)	移動等円滑化経路を構成するEV及び乗降ロビー ア 停止階(利用居室、みんなのトイレ等、車いす使用者用駐車場、地上階に停止すること) イ 出入口幅員：80cm以上 ウ かごの奥行き：1.35m以上 エ 乗降口：高低差なし、有効幅・奥行き1.5m以上 オ 制御装置設置：車いす使用者の利用可能なもの カ 停止階等表示装置・現在位置表示装置 キ 昇降方向表示装置：乗降口に設置 ク 手摺：かご内に設置 ケ 鏡：かご内に設置(車いす使用者開閉確認用) コ 出入口の戸：自動制止装置 サ かごの大きさ(2,000㎡以上)：(7) 幅1.4m以上 (イ) 車いす回転可能 シ 視覚障害者、聴覚障害者対応 (7) 音声装置(階・戸の閉鎖) (イ) 制御装置：視覚障害者が利用可能なもの (ウ) 音声装置(昇降方向) ス 音声周知装置(出入口が複数ある場合) セ 災害時等(管制運転)：音声・文字表示装置	ただし書あり
	(2) 対象外	省略(特殊な構造又は使用形態のエレベーター等)	
16 休憩設備		休憩の用に供する設備(ベンチ等)：2,000㎡以上の建築物 適切な表示の設置(設備又は付近)	

整備項目	条文番号	問題点の有無・整備項目の要約	備考
17 標識	(1)	移動等円滑化の措置がとられた施設の付近に設置 ア 高齢者、障害者の見やすい位置に設置 イ 内容が容易に識別できるもの	
	(2)	その他の標識 ア 高齢者、障害者の見やすい位置に設置 イ 高齢者、障害者等に容易に識別できるもの	
	(3)	誘導灯：視覚・聴覚障害者に配慮（点滅・音声等）	
18 案内設備	(1)	案内板（施設全体案内表示） ・車いす使用者駐車施設、高齢者、障害者に配慮した設備の表示	
	(2)	(1)の内容を点字その他下記の方法により視覚障害者に示すための設備を設置 ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの	
	(3)	案内所を設ける場合：(1) (2) は適用しない	
	(4)	聴覚障害者に配慮した文字情報表示装置（努力義務）	

● 2-6)さいたま市みどり条例(さいたま市公共施設緑化基準)

項目	条文番号	関連内容の要旨	備考
対象行為	条例18条 -3号 規9条	敷地面積500㎡以上 確認申請、計画通知を要する建築物の建築	
量的基準	基準 2. (1)	用途地域 敷地面積 建築物の種別 割合 2中高 → 3,000㎡以上 → 全ての建築物 → 25/100	
質的基準	基準 2. (2)	<建築物一般> ①エントランス周辺や接道部：地域のシンボルとなる樹木 景観向上に寄与する生垣や樹木 ②駐車場の緑化（芝生、透水性舗装、地被植物） ③屋上緑化、壁面緑化の推進 ④透水性舗装の採用 ⑤雨水排水抑制（地下浸透方式の採用）	
		<教育施設> ①校庭の緑化推進 ②学校の農園、ビオトープ等環境学習空間の創出 ③接道部等：緑の核として地域のシンボリック景観の創出 ④エントランス周囲等：地域に開かれた学校の顔となる緑化	
植栽量の基準	基準 3. (1)	①基準本数（20㎡当り） ・高木 1本 ・中木 2本 ・低木 20本	
		②高木、中木、低木のいずれかを上記割合で代替可能	
		③地被植物の植栽量 ・シバ：植栽基盤の70%（目地張り） ・その他の地被植物：25ポット/㎡	
		④建築物の緑化の植栽量 ・積載荷重を考慮し、基準の植栽量を確保 ・建築物の緑化：植栽植物のみの植栽でも算入可能	
植栽樹木の規格	基準 3. (2)	・高木：植栽時 樹高3.0m以上 ・中木：植栽時 樹高1.5m以上3.0m未満 ・低木：植栽時 樹高0.3m以上1.5m未満 ・生垣：樹高0.8m以上	
植栽方法の基準	基準 3. (3)	①生垣の植栽方法 ・樹高0.8m以上、基盤の幅0.6m以上、植栽間隔0.5m程度	
		②ツル性植物の植栽方法 ・樹高-以上、基盤の幅0.3m以上、植栽間隔0.3m程度	
緑化面積の算定方法	基準 4.	・地上部緑化を要する面積 ①既存の樹林又は樹木を保存する区画（地上部） ②新たに植栽する区画（地上部） ①+②=必要緑化面積の1/2以上を確保	…1,875㎡
	基準 4. (1)	・標準の算定方法 ①植栽基盤が複数の場合：合算して算定 ②縁石等を除いた植栽基盤の面積により算定 ③植栽基盤外の樹冠も算入可 ④樹冠同士や地被植物との重なりを除いて算定	次頁へ

表示：みどりの条例→条例 みどりの条例施行規則→規 公共施設緑化基準→基準

項 目	条文番号	関連内容の要旨	備考
緑化面積の 算定方法	基準 4. (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独立した樹木の算定方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高木（以下の算定により大きい方を採用）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 植栽時の樹冠の水平投影面積</li> <li>2. 植栽時の高さの8割を直径とする円の面積</li> </ul> </li> <li>② 中木、低木                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽時の樹冠の水平投影面積</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	前頁より
	基準 4. (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生け垣の算定方法（見附面積）               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 接道部に植栽する場合                   <ul style="list-style-type: none"> <li>生け垣の長さ × 樹木の高さ（樹木の実高さ）</li> </ul> </li> <li>② 接道部以外に植栽する場合                   <ul style="list-style-type: none"> <li>生け垣の長さ × 樹木の高さ（最高1.2mまで）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	
	基準 4. (4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツル性植物の算定方法（見附面積）               <ul style="list-style-type: none"> <li>① フェンスなどに緑化する場合                   <ul style="list-style-type: none"> <li>植物の植栽延長 × 高さ 1.0m</li> </ul> </li> <li>② 補助の緑化資材を用いる場合                   <ul style="list-style-type: none"> <li>補助の緑化資材の設置面積</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	
	基準 4. (5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地被植物の算定方法               <p>地上部の広場や駐車帯等の緑地、屋上・ベランダ・壁面等の建築物の緑化に限り地被植物のみの植栽でも算入可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 広場として緑化する場合                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽基盤の面積（緑石等は含まず）</li> </ul> </li> <li>② 駐車帯を緑化する場合                   <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 緑化保護資材を用いた緑化：駐車帯の面積</li> <li>2. 緑化ブロックによる緑化：ブロックを除いた駐車帯の面積</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	
	基準 4. (6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物に設けられた緑地の算定方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 屋上緑化                   <ul style="list-style-type: none"> <li>4. (1) の算定方法に加え、緑化施設も含めた面積</li> </ul> </li> <li>② 壁面緑化                   <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 補助の緑化資材なしで緑化する場合                       <ul style="list-style-type: none"> <li>植栽基盤の延長 × 植栽基盤から1.0m</li> </ul> </li> <li>2. 補助の緑化資材を用いて緑化する場合                       <ul style="list-style-type: none"> <li>植栽基盤の面積と補助資材の設置面積</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>③ ベランダの緑化                   <ul style="list-style-type: none"> <li>固定の植栽基盤、可動式植栽基盤による緑化                       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽基盤外の樹冠も算入可</li> <li>・ 各階の緑化面積を合算可</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	
	基準 4. (7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可動式植栽基盤の算定方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 樹木を植栽した場合                   <ul style="list-style-type: none"> <li>植栽基盤の面積 + 基盤外の樹冠面積</li> </ul> </li> <li>② 地被植物のみ：植栽基盤の面積</li> </ul> </li> </ul>	

表示：みどりの条例→条例 みどりの条例施行規則→規 公共施設緑化基準→基準

● 2-7)さいたま市景観条例

項 目	条文番号	関連内容の要旨	備考
景観計画区域の区分	計画 1章 2	計画地：景観誘導区域（市街化区域）に該当	
届出対象行為	法16条 条例16条 規則9条	景観誘導区域内の届出対象行為	
		①建築物 行為の種類 ・新築、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替 ・色彩の変更 行為の規模 ・高さ <sup>※</sup> が12mを超えるもの ・建築面積が1,000㎡を超えるもの	
		②工作物 行為の種類 ・新築、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替 ・色彩の変更 行為の規模 ・高さ <sup>※</sup> が12mを超えるもの (建築物と一体の場合：工作物の高さ>4m 且つ 上端の地盤面からの高さ>12m) ・築造面積が500㎡を超えるもの	
		行為の届出：行為の着手30日前までに提出	
届出対象行為の適用除外	条例16条 規則9条 別表1	①外観を変更することとなる修繕、模様替 ・当該行為が各立面の面積の1/3以下のもの ②工事用現場事務所等で架設の建築物の建築等 ③建築物の増築等で増加する床面積10㎡以下のもの ④景観法施行令第8条各号に掲げる行為	
景観形成基準	計画 3章 4	景観形成基準（景観誘導区域）	
		①配置 ・道路に面してオープンスペースを設けるとともに、周囲との連続性に配慮する ・駐車場、駐輪場及びごみ集積所は、表通りから目立つ位置には設置しないように努める ②形態意匠 ・長大な壁面が生じる場合は壁面に凹凸をつけるなど単調な印象とならないものとする ・道路に面してシャッターを設置する場合は、まちのにぎわいを分断しないよう工夫する ・夜間照明を設置する場合は、暖かみのある照明を用いるなど、夜でも安全に楽しく歩ける歩行空間となるよう配慮する ・過度に点滅する光源や派手な照明は避ける ・周囲の建築物等との調和に配慮する ・街角部分では美しさや特徴ある景観を演出するよう努める ・低層部分では賑わいや開放感を演出するよう努める	次頁へ

表示：景観法→法 さいたま市景観条例→条例 さいたま市景観計画→計画 さいたま市景観条例等施行規則→規

項 目	条文番号	関連内容の要旨	備考
景観形成基準	計画 3章 4	<b>②形態意匠（続）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上や外壁等に設ける建築設備は、周囲から目立たないように配慮する</li> <li>・屋外階段は表通りから見える位置には設置しないやむを得ず設置する場合は建築物等と一体的な意匠とするよう工夫する</li> <li>・バルコニー、ベランダは、洗濯物や室外機等が道路から見えにくい構造、意匠とするよう工夫する</li> <li>・周辺の大規模な建築物等で構成される街並みのスカイラインに配慮する</li> </ul>	前頁より
		<b>③色彩</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の建築物等と調和しない色彩素材は使用しない</li> <li>・外観の色彩制限 色相 OR～5Y : 彩度 6 以下 色相 上記以外 : 彩度 2 以下 各立面の面積の1/5未満に使用する色彩は適用除外</li> </ul>	
		<b>④外構</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場をやむを得ず表通りに面して設置する場合は植樹等による修景を行う等、見え方に配慮する</li> <li>・道路に面して植栽やベンチを設けるなど、開放的で魅力あふれる空間となるよう工夫する</li> <li>・隣接する敷地や道路との境界部分に垣、さく等の囲いを設ける場合は、透視可能なフェンスや生垣とするなど、周囲からの見え方に配慮する</li> <li>・ごみ集積所は、ごみが外部から見えないような入口や構造とする</li> <li>・駐輪場は、植樹等による修景に努める</li> </ul>	
		<b>④緑化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンボルツリーの配置や低木、中木、高木を組み合わせた植栽により、周囲からの見え方に配慮する</li> <li>・接道部の緑化や建築物の屋上緑化、壁面緑化によりみどり豊かな魅力的な空間をつくる</li> </ul>	
		<b>⑤その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事現場の仮囲い等、一時的に設置されるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する</li> <li>・自動販売機等は、通行の支障とならないものとし建築物との一体化などにより単体として周囲から突出しないよう工夫する</li> </ul>	

表示:景観法→法 さいたま市景観条例→条例 さいたま市景観計画→計画 さいたま市景観条例等施行規則→規

● 2-8)さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

項 目	条文番号	関連内容の要旨	備考
保育所 設備の基準	条例44条	(1) 乳児(0歳児)又は1歳児を入所させる保育所 ・乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所を設ける	
		(2) 乳児室、ほふく室の面積 ・乳児室 : 0歳児一人につき 5.00㎡ 以上 ・ほふく室 : 1歳児一人につき 3.30㎡ 以上	
		(3) 乳児室、ほふく室には保育に必要な器具を備える	
		(4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所 ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所を設ける	
		(5) 保育室又は遊戯室等の面積 ・保育室等 : 2歳以上幼児一人につき 1.98㎡ 以上 ・屋外遊戯場 : 2歳以上幼児一人につき 3.30㎡ 以上	
		(6) 保育室又は遊戯室には保育に必要な器具を備える	
		(7) 保育室等を2階以上に設ける場合の要件 ① 2階に設ける場合 a 耐火建築物または準耐火建築物とする b 常 用 : 下記のいずれか 1以上 1) 屋内階段 2) 屋外階段 避難用 : 下記のいずれか 1以上 1) 屋内避難階段(※)又は特別避難階段 2) 待避有効なバルコニー 3) 準耐火構造の屋外傾斜路等 4) 屋外階段 (※) : 屋内と階段室はバルコニー又は付室を通じて連絡し、 且つ建令123条3項3号、4号、10号を満たすもの c 保育室等に乳幼児の転落防止設備を設置 ② 3階以上に設ける場合 a 耐火建築物または準耐火建築物とする b 常 用 : 下記のいずれか 1以上 1) 屋内避難階段又は特別避難階段 2) 屋外階段(4階以上 : 屋外避難階段) 避難用 : 下記のいずれか 1以上 1) 屋内避難階段(※)又は特別避難階段 2) 耐火構造の屋外傾斜路等 3) 屋外階段(4階以上 : 屋外避難階段) (※) : 屋内と階段室はバルコニー又は付室を通じて連絡し、 且つ建令123条3項3号、4号、10号を満たすもの 保育室等の各部分から上記のうち一に至る 歩行距離 : 30m以下 c 調理室とそれ以外の部分 : 耐火構造及び 特定防火設備で区画(緩和あり) d 壁及び天井仕上 : 不燃材料 e 保育室等に乳幼児の転落防止設備を設置 f 非常警報設備、火災通報装置を設置 g カーテン等可燃性のもの : 防災物品とする	

表示:さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例→条例

### Ⅲ 公共施設複合化の検討

---



## 01. 複合化の検討対象施設

---

新設大和田地区小学校を整備するにあたり、「さいたま市公共施設マネジメント計画」の全体目標である「ハコモノ三原則」に掲げる公共施設の複合化について、実現可能性の検討を行うため、計画地周辺の公共施設配置の状況等を踏まえ、対象施設の照会を行ったところ、下記の4施設が候補として挙げられた。

- 放課後児童クラブ
- さいたま市立大和田保育園
- 市民利用を前提とした学校体育施設
- さいたま市立大砂土東公民館

なお、小学校と上記候補施設との複合化可能性を検討するための与条件となる、各候補施設の概要、複合化を想定した場合の必要施設、及び計画上の留意点等を次頁以降に示す。

## 1) 放課後児童クラブ

---

- **施設概要** … 保護者が就労や疾病等の理由で、昼間家庭にいないことが常態となっている小学校1年生から6年生までの児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図ることを目的に設置された施設であり、入室対象となるのは原則として以下の①～④の全てを満たす児童である。
  - ① 市内に住所を有し、小学校に通う1年生から6年生までの児童であること
  - ② 週3日以上施設利用が必要であること
  - ③ 児童クラブへの登室や身の回りのことを一人でできること
  - ④ 保護者が就労等の事情により、午後2時30分以降家庭にいない日が月曜日から土曜日のうち3日以上ある状態が1か月以上続くこと
  
- **運営時間** … 小学校の授業のある日：放課後 ～ 19:00  
小学校の授業のない日： 8:00 ～ 19:00  
(学校長期休業期間等)  
閉室日：日曜日、祝日、年末年始及び市長が特に認める日
  
- **必要施設** … 定員：135人(45人定員を3クラブ)  
平成30年度の市内小学校児童数に対する放課後児童クラブ利用児童の割合は約15%、新設大和田小学校の児童数を4学級6学年で約900人と想定した場合、900人の15%、135人程度の定員が必要と見込まれる。  
必要施設面積：369.75㎡
  - ・クラブ室：1.65㎡/人 × 135人 = 222.75㎡
  - ・他諸室：147.00㎡(事務室、更衣室、給湯室、倉庫、トイレ、手洗い場等)
  
- **その他** … 校舎内の配置として1階の角部屋が望ましいが、送迎等の動線が他施設内を通る場合などは、機械警備等セキュリティ面での調整が必要となる。  
また給食や資材の搬入用の駐車場、送迎用の駐輪場を設ける必要がある。

## 2) さいたま市立大和田保育園

- 施設概要 … 保護者の就労や病気などのため、家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育を行う施設であり、入所の対象となるのは、その保護者および同居者が次のいずれかの状況にある児童である。

- ① 日中に居宅外で労働することを常態としていること
- ② 日中に居宅内で日常の家事以外の労働をすることを常態としていること
- ③ 保護者が出産する場合  
(出産予定日の属する月を含めた最長 3 か月以内の期間)
- ④ 疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有していること
- ⑤ 長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神もしくは身体に障害を有する親族を常時看護・介護していること
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ⑦ ①から⑥に類する状態にあり、児童を保育することができないと認められたもの

既存施設:さいたま市見沼区大和田町 1-1230-92

木造平屋建て 延床面積 318.33 m<sup>2</sup>

昭和 44 年建築

定員 80 名(1 歳児～5 歳児)

- 運営時間 … 保育標準時間:7:30 ～ 18:30

保育短時間:8:30 ～ 16:30

休 園 日:日曜日、祝日、年末年始

- 必要施設 … 定員:80 人

必要施設面積:700.00 m<sup>2</sup>

- ・1 歳児室: 40.00 m<sup>2</sup> ※最低有効面積:園児 1 人あたり 3.30 m<sup>2</sup>
- ・2 歳児室: 35.00 m<sup>2</sup> ※最低有効面積:園児 1 人あたり 1.98 m<sup>2</sup>
- ・3 歳児室: 50.00 m<sup>2</sup> ※最低有効面積:園児 1 人あたり 1.98 m<sup>2</sup>
- ・4 歳児室: 50.00 m<sup>2</sup> ※最低有効面積:園児 1 人あたり 1.98 m<sup>2</sup>
- ・5 歳児室: 50.00 m<sup>2</sup> ※最低有効面積:園児 1 人あたり 1.98 m<sup>2</sup>
- ・遊戯室: 90.00 m<sup>2</sup>
- ・事務室: 40.00 m<sup>2</sup>
- ・給食室: 45.00 m<sup>2</sup>
- ・休憩室: 25.00 m<sup>2</sup>
- ・更衣室: 25.00 m<sup>2</sup>
- ・その他: 250.00 m<sup>2</sup> (玄関、廊下、みんなのトイレ、幼児トイレ、倉庫、収納庫等)

園庭 必要面積:237.60 m<sup>2</sup>以上

・3.30 m<sup>2</sup>/人 × 72 人 = 237.60 m<sup>2</sup> (2 歳以上児童 1 人につき 3.30 m<sup>2</sup> 以上)

- その他 … 園舎及び園庭は 1 階への配置が望ましく、園庭は安全性等の観点から小学校の校庭等とは区画して設ける必要がある。

また給食や資材の搬入用の駐車場、送迎用の駐輪場を設ける必要がある。  
なお、既存施設は昭和44年に建設され、築後50年が経過している。  
当該園舎は木造で老朽化が著しいことから、施設更新の際には建て替えが必要となる。  
周辺の保育施設の整備状況や保育ニーズ等により、別途、担当課にて運営方法等を検討する。

### 3) 市民利用を前提とした学校体育施設

---

- 施設概要 … 市民にとって身近な小学校の体育館やプールを地域の貴重なスポーツ資源として捉え、利用期間に限られる屋外プールを屋内温水プールとするなど、効果的・効率的に活用できる施設の整備を検討し、市民が身近な場所でスポーツができる環境の整備を目標とする。
- 運営時間 … 9:00 ～ 21:00(他施設参考)  
休館日：年中無休(又は年末年始・定期点検程度)  
ただし、学校利用時間帯は除く
- 必要施設 … 体育館：約 1,100 m<sup>2</sup>
  - ①アリーナ：約 700 m<sup>2</sup>  
バスケットボールコート(28m×15m)1面が確保できる規模  
コート周辺は幅 2m 程度の安全地帯を設ける。
  - ②ステージ：約 150 m<sup>2</sup>
  - ③男女別の更衣室・シャワー室・トイレ、多目的トイレ：約 150 m<sup>2</sup>
  - ④器具庫等：約 100 m<sup>2</sup>プール：約 1,000 m<sup>2</sup>
  - ①屋内温水プール：約 700 m<sup>2</sup>  
25m×7コース(25m×15m)が確保できる規模
  - ②男女別の更衣室・シャワー室・トイレ、多目的トイレ：約 150 m<sup>2</sup>
  - ③器具庫等：約 150 m<sup>2</sup>事務室、倉庫等：約 100 m<sup>2</sup>  
玄関ホール、階段、EV等：約 350 m<sup>2</sup>  
その他検討施設：約 250 m<sup>2</sup>
  - ・カフェ、売店等の収益施設
- その他 … 業務委託等による管理運営や収益を上げられる集客スペースの設置、自主事業としてのスイミングスクールの実施等、公民連携手法の導入可能性も含め、コスト削減と質の高い公共サービスを提供する施設の整備を検討する。また利用者駐輪場や駐車場を整備する必要がある。

## 4) さいたま市立大砂土東公民館

---

- 施設概要 … 社会教育法及びさいたま市公民館条例に基づき設置された施設であり、主に生涯学習活動団体(登録制)、主催事業参加者(市民)、自治会、体育振興会等に利用される。

既存施設:さいたま市見沼区大和田町2-1445

RC造2階建て、延床面積 565.34 m<sup>2</sup>

駐車場 11 台 うち車いす用 1 台(借地)

A棟 昭和 54 年建築、B棟 平成 1 年増築

- 運営時間 … 9:00 ~ 21:30

土日祝日及び 17:15 以降は委託により管理

- 必要施設 … 必要施設面積:900.00 m<sup>2</sup>

共通空間 小計:360 m<sup>2</sup>

・事務室:55 m<sup>2</sup> (印刷室、更衣室も確保)

・ロビー・廊下:120 m<sup>2</sup> (廊下幅 2m×50m 想定、ロビー20 m<sup>2</sup>)

・倉庫:25 m<sup>2</sup>

・トイレ・給湯室等:160 m<sup>2</sup> (みんなのトイレ含む)

目的別諸室 小計:540 m<sup>2</sup>

・講座室:60 m<sup>2</sup> (講義設備の設置)

・会議室:40 m<sup>2</sup>

・和室:50 m<sup>2</sup> (要配慮者優先避難所)

・調理実習室:70 m<sup>2</sup> (調理台:6人×4台+講師用1台)

・音楽室:90 m<sup>2</sup>

・多目的ホール:180 m<sup>2</sup> (体育・レク・集会等に利用、天井高さ 8m 程度必要)

・コミュニティルーム:40 m<sup>2</sup> (新設では必須)

・保育室:10 m<sup>2</sup>

- その他 … 「さいたま市公共施設マネジメント計画」の分野別アクションプランにおいて、拠点公民館については1施設当たりの基準面積 900 m<sup>2</sup>、地区公民館については 1 施設当たりの基準面積 750 m<sup>2</sup>を前提に規模を検討することと定めており、大砂土東公民館は拠点公民館であるため 900 m<sup>2</sup>以上の確保が望ましい。また利用者駐輪場や駐車場を整備する必要がある。

なお既存施設は2階建てであるが、エレベーターの設置ができないため、移転、複合化によりバリアフリー環境の改善が期待できる。

## 02. 配置計画素案の検討

新設大和田地区小学校と前掲の4候補施設の複合化が可能であるか、01. (1)～(4)の必要施設、規模を基に配置計画素案を作成し、検証を行う。

なお、小学校の施設規模については「さいたま市 小学校 教室の標準モデル」に則り、下表の通り必要諸室数、規模等を設定した。

また学級数の設定について、学校教育法では合計12～18学級が標準とされているが、周辺の小学校が過大規模校となっていること等を考慮し、各学年4学級、計24学級の編成として計画する。

### ● 小学校 必要諸室及び規模(さいたま市「小学校 教室の標準モデル」より)

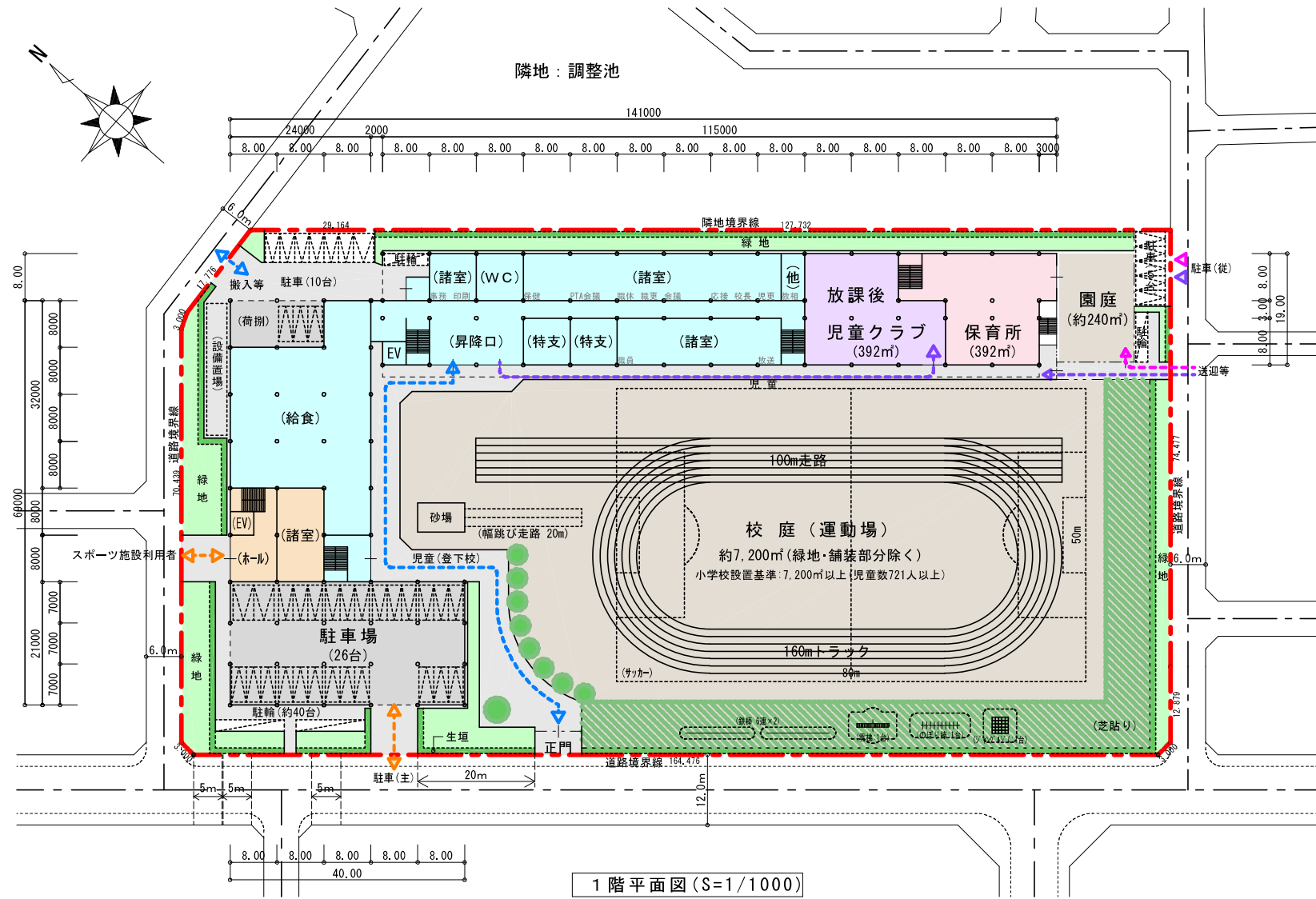
区分	室名	室数	1室あたりの面積 (㎡)	基準・想定条件等
教室	普通教室	24	64	学級数：6学年、各4学級
	第1理科室	1	96	
	第1理科準備室	1	32	
	第2理科室	1	96	3～6年生で10学級以上の場合：1室
	第2理科準備室	1	32	同上
	第1音楽室	1	96	
	第1音楽準備室	1	32	
	第2音楽室	1	96	15学級以上の場合：1室
	第2音楽準備室	1	32	同上
	第1図工室	1	96	
	第1図工準備室	1	32	
	第2図工室	1	96	15学級以上の場合：1室
	第2図工準備室	1	32	同上
	家庭科室	1	96	
	家庭科準備室	1	32	
	生活科室	1	96	
	図書室	1	288	面積：学級数による
	図書準備室	1	32	
その他	教育相談室	1	32	
	教材室	3	32	面積：学級数による（学年×16㎡を想定）
	少人数指導室	5	64	11学級以下：4室 12～24学級：5室
	国際教育室			
	グローバルステイ			
個別支援教室				

	ランチルーム			25 学級以上 : 6 室
	カウンセリング室			
	特別活動室			
	児童会室			
	多目的スペース			
管理諸室	校長室	1	32	
	事務室	1	32	
	職員室（給湯室 含）	1	192	面積：学級数による
	応接室	1	32	
	保健室	1	64	
	放送室	1	32	
	会議室	1	64	
	印刷室	1	32	
	給食室	1	700	1000 食程度の提供を想定
	給食配膳室	4	32	各階 1 室
	PTA 会議室	1	64	
	職員休養室	1	32	男女各 1 室
	職員更衣室	1	32	男女各 1 室
	更衣室（児童）	2	16	男女各 1 室
地域・安全	地域交流スペース	1	64	
特別支援学級		2	64	

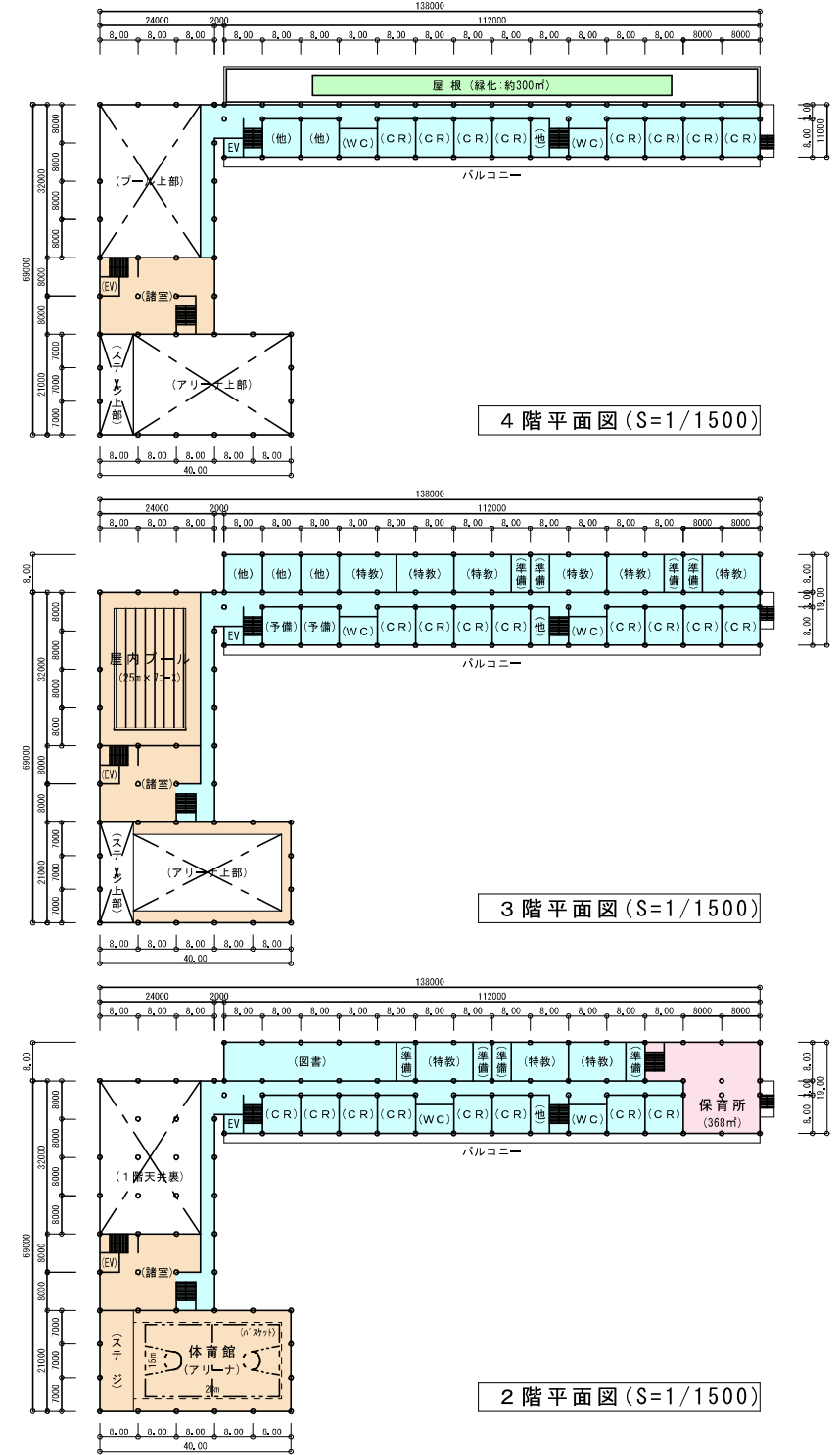


## 05. 配置計画の再検討

検討結果を基に、大砂土東公民館を除いた施設を複合化対象として配置計画を再検討した。  
 検討の結果、敷地内に各機能が必要とする規模の施設を整備可能であることが確認できた。  
 なお、下図に示す施設内の諸室配置や形状及び外構等については、全体の規模を計るためのものである。  
 基本設計においては本配置計画にとられることなく検討を行うこと。



1階平面図 (S=1/1000)



4階平面図 (S=1/1500)

3階平面図 (S=1/1500)

2階平面図 (S=1/1500)

### ■ 概算面積表

階	用途	面積
1階	小学校	2,102㎡
	放課後児童クラブ	392㎡
	保育所	392㎡
	運動施設	256㎡
	駐車場	968㎡
	小計	4,110㎡
2階	小学校	1,958㎡
	保育所	368㎡
	運動施設	1,136㎡
	小計	3,462㎡

### ■ 概算面積表 (用途別)

階	用途	面積
3階	小学校	2,326㎡
	運動施設	968㎡
	小計	3,294㎡
4階	小学校	1,342㎡
	運動施設	384㎡
小計	1,726㎡	
合計(延べ床面積)		12,592㎡

用途	面積
小学校	7,728㎡
放課後児童クラブ	392㎡
保育所	760㎡
運動施設	2,744㎡
駐車場	968㎡
合計(延べ床面積)	12,592㎡

敷地面積：15,000㎡

※敷地は土地区画整理事業原子図の座標入力により作図  
 ※敷地周辺は仮換地証明図のCADトレースにより作図

### ■ 緑化面積の検討

◎必要緑化面積 敷地面積 × 25% = 15,000㎡ × 0.25 ≒ 3,750㎡

◎計画緑化面積(概算)

- ① 地上部緑化：2,375㎡…必要緑化面積の1/2以上(3,750÷2 = 1,875㎡以上)
  - ② 生垣(接道部)：945㎡…見附面積(L315m × H3.0m)
  - ③ 生垣(②以外)：155㎡…見附面積(L130m × H1.2m)
  - ④ 屋上緑化：300㎡…4階：約300㎡想定
- ②+③+④  
 必要緑化面積の1/2以下(1,875㎡以下)

合計：3,775㎡ ≧ 3,750㎡

### 03. 複合化の効果に関する検討

配置計画素案の検討の結果、施設の一部の共用等により基準面積より若干縮小することで全ての機能の導入が可能であることが確認された。そこで、前掲の4候補施設に関して複合化による効果の定量的及び定性的比較検討を行い、複合化の効果の確認を行ったうえで、複合化する施設を決定する。

#### 1) 定量的比較(コスト推計比較)

複合化による効果の定量的比較として、候補施設を単独で建替え(新設)した場合と新設大和田地区小学校と複合化した場合について、下記を前提条件としてコスト推計比較を行う。

#### ●面積諸元

複合施設のコスト推計上の面積は、配置計画素案及び基準面積を基に下表の通りとする。

用途	配置計画素案面積	コスト推計上の面積
放課後児童クラブ	392 m <sup>2</sup>	370 m <sup>2</sup>
大和田保育園	760 m <sup>2</sup>	700 m <sup>2</sup>
運動施設(体育館・プール)	2,685 m <sup>2</sup>	2,800 m <sup>2</sup>
大砂土東公民館	858 m <sup>2</sup>	900 m <sup>2</sup>

#### ●コスト推計の期間

更新、改修等の主要な工事を見込んだ比較とするため、コスト推計の期間は、令和2年度から新設建物が中規模修繕の時期(築20年後)を迎える令和26年度までの25年間とする。

#### ●コスト推計の特記事項

##### 【共通】

- 設計費は工事費の10%を想定する。基本設計が必要な場合は実施設計費の25%を計上する。
- 推計単価は「保全の考え方」による。
- 用地の取得費及び売却費は「路線価/0.7×敷地面積」で推計する。
- 維持管理費は平成30年度公共施設マネジメント白書等の経常経費を基に推計する。

##### 【単独建替え】

##### <放課後児童クラブ>

- 近隣に用地を取得し、単独の児童クラブを新規整備する想定とする。

##### <大和田保育園>

- 仮設園舎を設置した上で現在の敷地に建て替える想定とする。
- 解体工事費は類似施設の実績を参考とする。

<運動施設>

- 近隣に用地を取得し、単独の運動施設を新規整備する想定。
- 維持管理費として、類似施設の指定管理料を計上する。

<大砂土東公民館>

- 現在築 40 年のため、築 60 年まで継続使用し現在の敷地に建て替える想定とする。
- 工事中、仮設公民館を設置する想定とする。仮設費は類似事例の実績を参考とする。

【複合化】

<大和田保育園>

- 現在の敷地を売却した場合を想定とする。

<運動施設>

- 学校の体育館・プールの標準的な面積を超える部分の面積について、整備コストを推計する。
- 維持管理費として、類似施設の指定管理料を計上する。
- 利用者は施設利用料を支払って利用する想定。
- 維持管理費として、類似施設の指定管理料を計上する。
- 指定管理の導入により、通常の学校の体育館・プールの維持管理費相当分を控除する。

<大砂土東公民館>

- 現在の敷地を売却した場合を想定とする。

●単独建替えと複合化のコスト推計比較(25年間:令和2年度～令和26年度)

①単独建替え(放課後児童クラブ、運動施設は用地取得の上で新規整備)

	大和田保育園	大砂土東 公民館	放課後児童 クラブ	運動施設	備考
建築年	S44	S54・H1	新設	新設	
既存面積(m <sup>2</sup> )	318	565	0	0	
新築面積(m <sup>2</sup> )	700	900	370	3,400※	
解体工事費	7,000	53,675	-	-	m <sup>2</sup> 単価
設計費	23,100	37,125	12,210	112,200	工事費の10% 公民館は基本設計 費を別途計上
新築工事費	231,000	297,000	122,100	1,122,000	330,000円/m <sup>2</sup>
維持管理費	378,174	145,716	31,203	556,642※	
維持補修費	30,672	25,530	16,280		2,000円/m <sup>2</sup>
中規模修繕	77,000	57,065	40,700	343,400	※
仮設賃貸借料	58,000	25,644	-	-	類似事例
用地取得費	-	-	83,571	552,857	路線価÷0.7×3,300m <sup>2</sup>
利用料				0	
合計	804,946	641,755	306,064	2,687,099	

※運動施設の新築面積は民間スポーツジムの面積:約3,500～5,000m<sup>2</sup>を参考

※運動施設の「維持管理費」は指定管理料

※「中規模修繕」:保育園及び放課後児童クラブ:110千円/m<sup>2</sup>、その他:101千円/m<sup>2</sup>にて計上

②複合化

(千円)

	大和田保育園	大砂土東 公民館	放課後児童 クラブ	運動施設	備考
新築面積(m <sup>2</sup> )	700	900	370	2,800	
解体工事費	7,000	53,675	-	-	m <sup>2</sup> 単価
設計費					
敷地売却益	-107,144	-115,456	-	-	路線価÷0.7×敷地面積
建設費増額分	231,000	297,000	122,100	165,000※	330,000円/m <sup>2</sup>
維持管理費	332,483	227,551	27,133	325,636※	
維持補修費	29,780	39,850	14,060		
中規模修繕	77,000	90,900	40,700	343,400	
利用料				28,665	
維持管理費の軽減				-80,000	学校プール
合計	570,119	593,520	203,993	782,701	

※運動施設の「建設費増額分」は小学校単独整備の場合からの面積増見込み分(500m<sup>2</sup>を想定)に係る建設費

※運動施設の「維持管理費」は指定管理料

①－②(複合化により縮減可能なコスト)

(千円)

	大和田保育園	大砂土東 公民館	放課後児童 クラブ	運動施設	合計
①(単独)	804,946	641,755	306,064	2,687,099	4,439,864
②(複合)	570,119	593,520	203,993	782,701	2,150,333
①－②	234,827	48,235	102,071	1,904,398	2,289,531
評価	効果あり	効果あり	効果あり	効果あり	

「現位置での建替えや単独での整備」を行った場合の推計コストと、「複合化で整備」を  
 いずれの施設も複合化することによりコスト縮減に資することが確認されたことから、上記の通り複合化  
 の「効果あり」と評価した。

## 2)定性的比較(小学校との複合化による効果の比較)

複合化による効果の定性的な比較として、各施設について小学校との複合化によるコスト面以外の利点や影響を整理し、評価を行う。

### ●複合化による効果の比較

施設	複合化による利点・施設特有の状況等	評価	
大和田保育園	・小学校児童と保育園児、職員同士の交流が可能となる。	○	◎
	・施設の特性上休止不可能な施設であるため、複合化により移転等の施設運営上の負担が軽減される。	○	
	・道路状況の改善により園外活動の安全性確保の面で利点がある。	○	
大砂土東公民館	・既存施設の懸案事項であるバリアフリー化を実現できる。	○	○
	・地域交流授業等、小学校の授業の一環として利用が可能である。	○	
	・既存施設が築40年の施設であり、今後も継続使用が可能である。	△	
	・既存施設から移転となるため、地域の合意形成に時間を要する。	△	
放課後児童クラブ	・小学校に通学している児童が利用する施設であり、学校との複合化は市の施策と合致している。	◎	◎
	・児童の動線が敷地内で完結するため、安全性確保の面で利点がある。	◎	
運動施設	・学校体育施設(体育館・プール)の利用対象者の拡大であるため、学校施設として通常必要とされる施設に付加的な機能を追加する形で整備可能である。	◎	◎
	・単独の新施設を設置することなく、市民が身近な場所で運動できる環境を提供できる。	◎	

いずれの施設に関しても小学校との複合化による定性的な効果があることが確認できた。

## 04. 検討結果

---

### ● 複合化の方針の決定

以上の検討により、候補施設の全てが小学校との複合化の定性的・定量的効果及びメリットがあることが確認された。また、配置計画の検討により、計画地での複合化が可能であることも確認された。

一方、大砂土東公民館については、移転について、地元自治会の意見を複数回にわたり伺ったところ、計画地が主な利用者の居住地域の南端に位置するため、利便性が著しく低下するとの意見が大多数であった。

また、将来的に大和田地区の他の学校施設で学校施設リフレッシュ基本計画に基づく校舎の改築の際に複合化の検討が可能であることから、新設大和田地区小学校の複合化の対象からは除外する。

よって、本計画では、新設大和田地区小学校と放課後児童クラブ及び保育所との複合移設として事業を進めることとする。なお、運動施設(市民利用を前提とした学校体育施設)については、維持管理・運営等に要する費用等について更なる検討を行ったうえで実施の是非を決定する。

### ● 今後の継続検討事項

施設の複合化にあたり、下記検討課題については、次年度以降の業務等において継続的に検討の上、方針を決定する。

#### ● 保育所に関する検討

担当課において、周辺の保育施設の整備状況や保育ニーズ等により、別途運営方法等の検討を行う。

#### ● 運動施設に関する検討

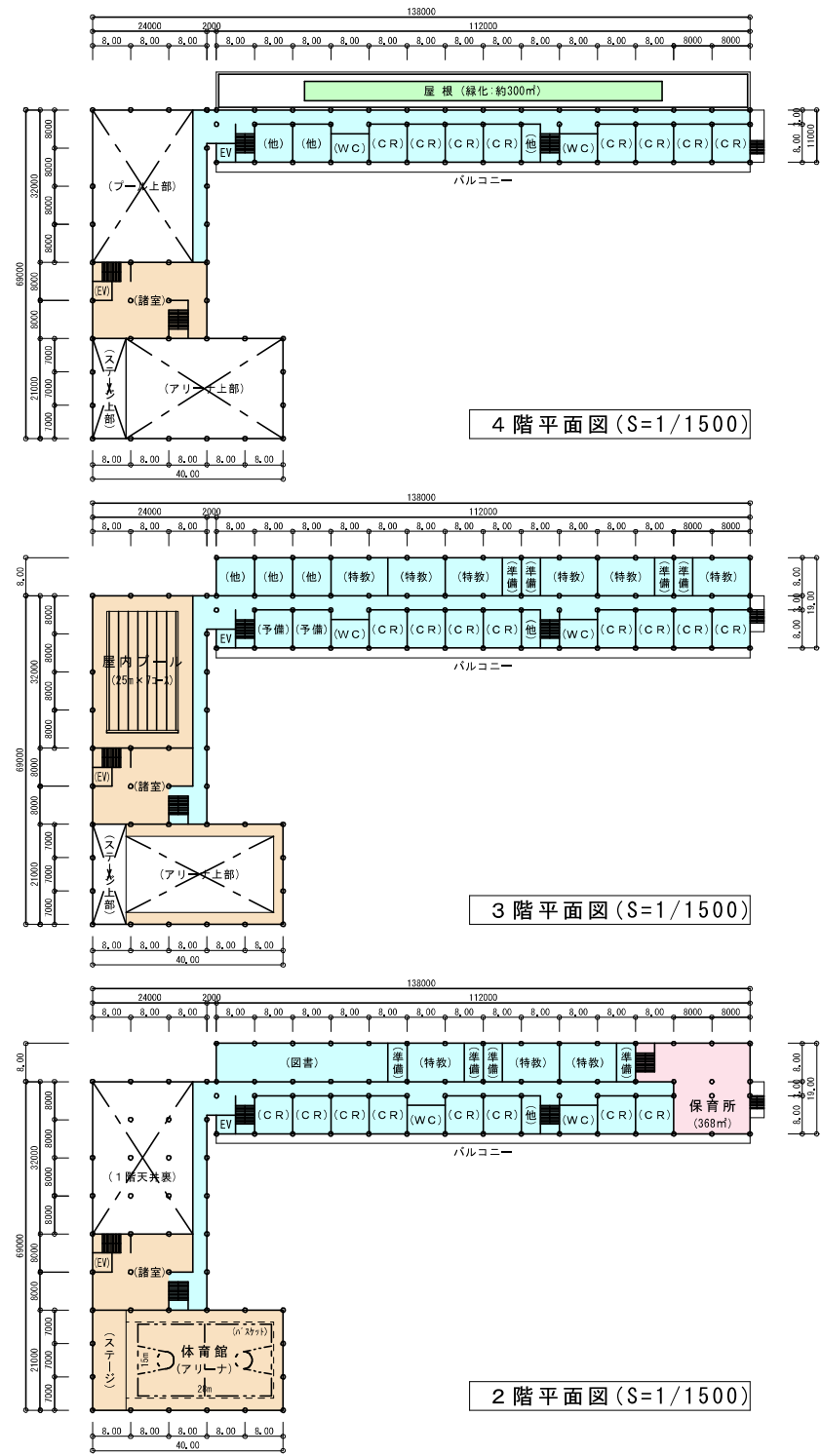
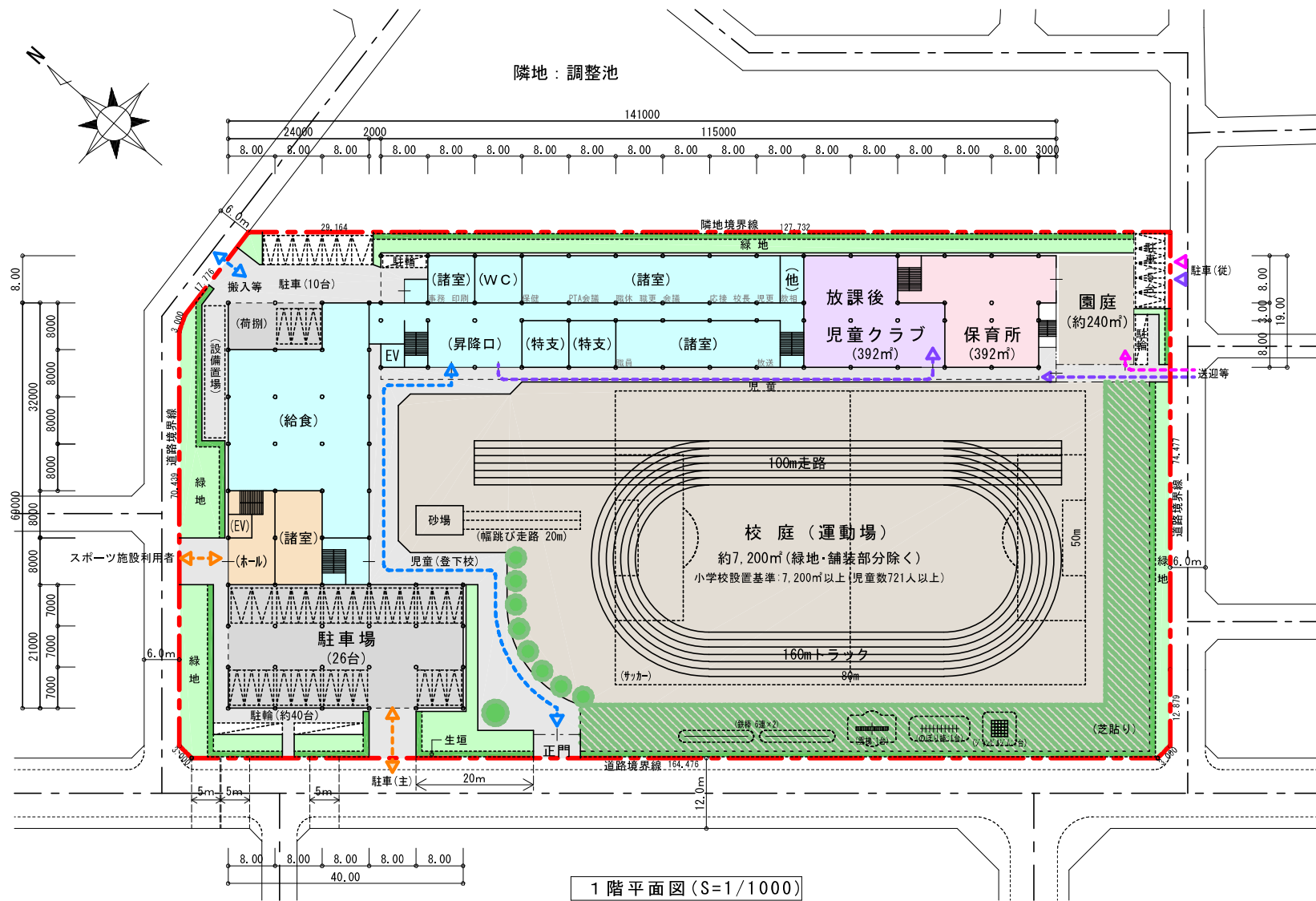
維持管理・運営に要する費用等について更なる検討を行ったうえで実施の是非を決定する。実施する場合は、具体的な施設内容及び指定管理者制度等の導入有無を含めた運営方法の検討を行う。

#### ● 施設計画の検討

本計画で実施した施設配置の検討は、候補となった4施設との複合化が可能かを検証するために実施したものである。整備手法に関わらず、基本設計時には本計画で検討した配置計画にとらわれることなく施設計画の検討を行う。

### 05. 配置計画の再検討

検討結果を基に、大砂土東公民館を除いた施設を複合化対象として配置計画を再検討した。  
 検討の結果、敷地内に各機能が必要とする規模の施設を整備可能であることが確認できた。  
 なお、下図に示す施設内の諸室配置や形状及び外構等については、全体の規模を計るためのものである。  
 基本設計においては本配置計画にとられることなく検討を行うこと。



■ 概算面積表

階	用途	面積
1階	小学校	2,102㎡
	放課後児童クラブ	392㎡
	保育所	392㎡
	運動施設	256㎡
	駐車場	968㎡
	小計	4,110㎡
2階	小学校	1,958㎡
	保育所	368㎡
	運動施設	1,136㎡
小計	3,462㎡	

■ 概算面積表 (用途別)

階	用途	面積
3階	小学校	2,326㎡
	運動施設	968㎡
	小計	3,294㎡
4階	小学校	1,342㎡
	運動施設	384㎡
小計	1,726㎡	
合計 (延べ床面積)		12,592㎡

■ 概算面積表 (用途別)

用途	面積
小学校	7,728㎡
放課後児童クラブ	392㎡
保育所	760㎡
運動施設	2,744㎡
駐車場	968㎡
合計 (延べ床面積)	12,592㎡

敷地面積：15,000㎡  
 ※敷地は土地区画整理事業原子図の座標入力により作図  
 ※敷地周辺は仮換地証明図のCADトレースにより作図

■ 緑化面積の検討

◎必要緑化面積 敷地面積 × 25% = 15,000㎡ × 0.25 ≒ 3,750㎡

◎計画緑化面積(概算)

① 地上部緑化	2,375㎡	必要緑化面積の1/2以上 (3,750÷2 = 1,875㎡以上)
② 生垣(接道部)	945㎡	見附面積 (L315m × H3.0m)
③ 生垣(②以外)	155㎡	見附面積 (L130m × H1.2m)
④ 屋上緑化	300㎡	4階:約300㎡想定
合計	3,775㎡	必要緑化面積の1/2以下 (1,875㎡以下)

合計 : 3,775㎡ ≧ 3,750㎡



## IV 施設計画に関するまとめ

---

## 01. 計画施設概要

---

### ●小学校(所要室・規模についてはP51参照)

- 普通教室(26教室)  
(6学年4学級、特別支援学級×2)
- 特別教室(8教室)、準備室(6室)、図書室、図書準備室
- 管理諸室  
(職員室、校長室、応接室、放送室、会議室、保健室、事務室、印刷室 等)
- 給食室、給食配膳室
- その他諸室  
(多目的スペース、教材室、個別支援教室、ランチルーム、特別活動室 等)

### ●運動施設(所要室についてはP49参照)

- 体育館  
(アリーナ<28m×15m バasketボールコート>、ステージ、コントロール室 等)
- 体育館利用者用諸室  
(男女別更衣室、シャワー室、男女別WC、多目的WC、器具庫 等)
- 屋内温水プール<25m×7コース>
- プール利用者用諸室  
(男女別更衣室、シャワー室、男女別WC、多目的WC、器具庫 等)
- 管理諸室  
(管理室、倉庫、機械室)
- 運動施設利用者用共用部  
(ホール、ラウンジ等)

### ●保育所(所要室についてはP47参照)

- 保育室(1歳児室～5歳児室)
- 遊戯室
- その他諸室  
(事務室、給食室、休憩室、更衣室、幼児用WC、多目的WC、倉庫 等)

### ●放課後児童クラブ(所要室についてはP46参照)

- クラブ室
- その他諸室

(事務室、更衣室、給湯室、倉庫、WC、手洗い場 等)

●屋外運動場

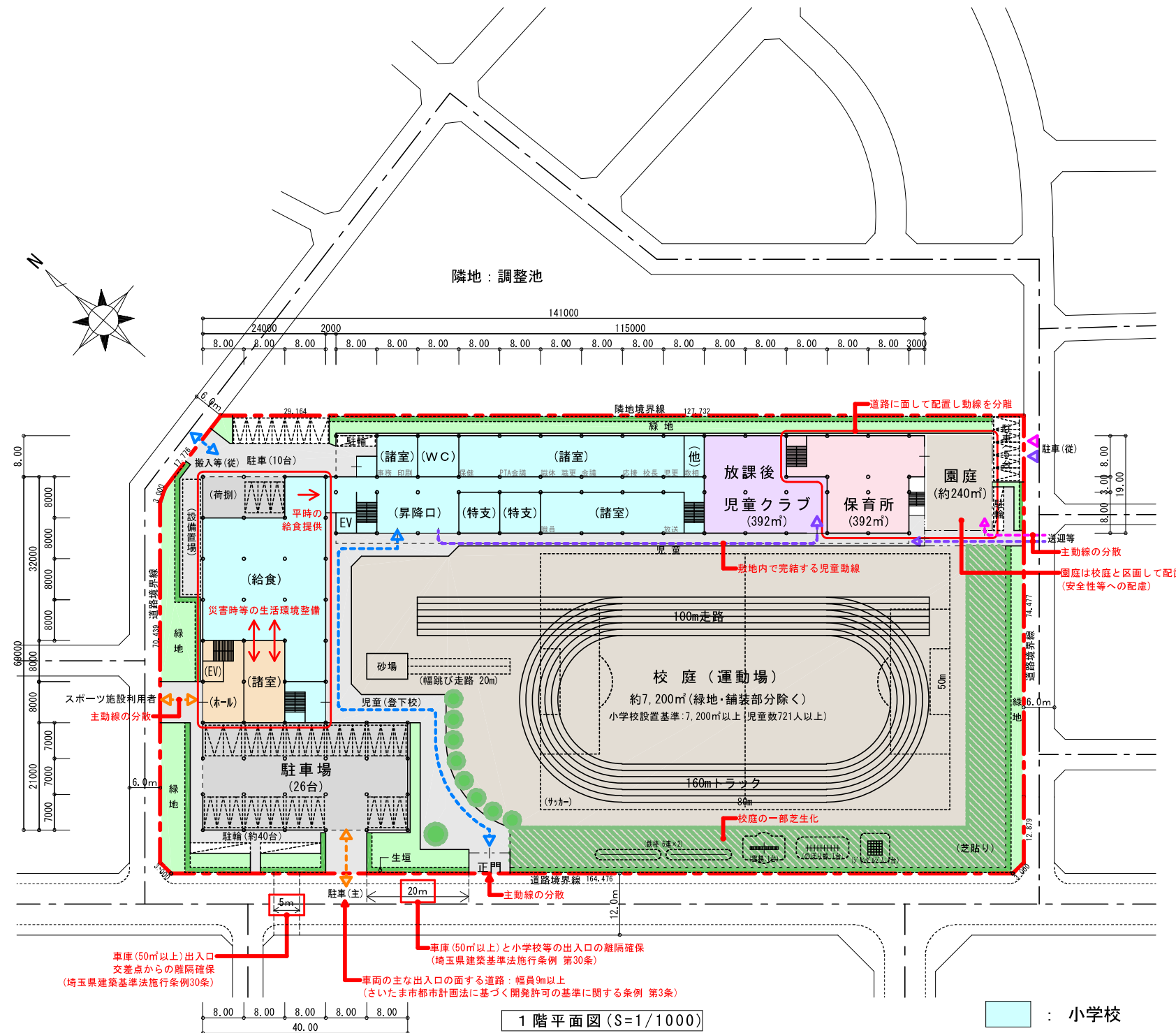
- サッカーコート、ゴール
- 遊具(鉄棒×2、雲梯、のぼり棒、ジャングルジム等)
- 幅跳び走路、砂場

●その他屋外施設

- 保育所園庭
- 駐車場(各施設用)
- 駐輪場(各施設用)

## 02. 本計画で検討した配置・平面計画案（例示）

本計画で検討した配置・平面計画案の概要を以下に示す。  
 なお、基本設計時には本案にとらわれることなく検討を行うこと。



- : 小学校
- : 放課後児童クラブ
- : 保育所
- : 運動施設
- : 駐車場等

### ■ 全体構成

- ・敷地の三面が道路に接する状況を活かし、各施設の動線を分散させることで、施設間のセキュリティ区画を明確にする。
- ・校庭に良好な日照を確保する。
- ・土地利用の有効を図るため、屋内運動場及び屋内・温水プールは他の施設との重層化の検討を行う。

### ■ 自然環境・周辺環境への配慮

- ・緑地面積を敷地面積の25%以上確保し、景観、温暖化抑制を意識した緑化計画とする。
- ・敷地外周面に生垣や高木による緑化を配する等、沿道緑化に努める。
- ・校庭の一部を芝生化するなど、周辺への砂塵の影響低減を図る。

### ■ 平面計画

#### ○ 各施設の動線への配慮

- ・運動場の面積を確保するため、建築面積の縮減を図ると共に、児童及び管理動線の簡略化を図る。
- ・保育園及び園庭を道路に面して配置し単独の出入口を設けることで建物として一体としつつ動線の分離を図る。
- ・児童クラブを小学校部分と隣接して配置し、児童の動線を敷地内で完結させることで、安全性の確保に配慮すると共に、放課後の校庭利用が容易となる配置とする。
- ・夜間・休日等の学校閉校時間帯に学校施設の市民利用があることを前提とした、動線・セキュリティ区画の設定を行う。

#### ○ 教室環境への配慮

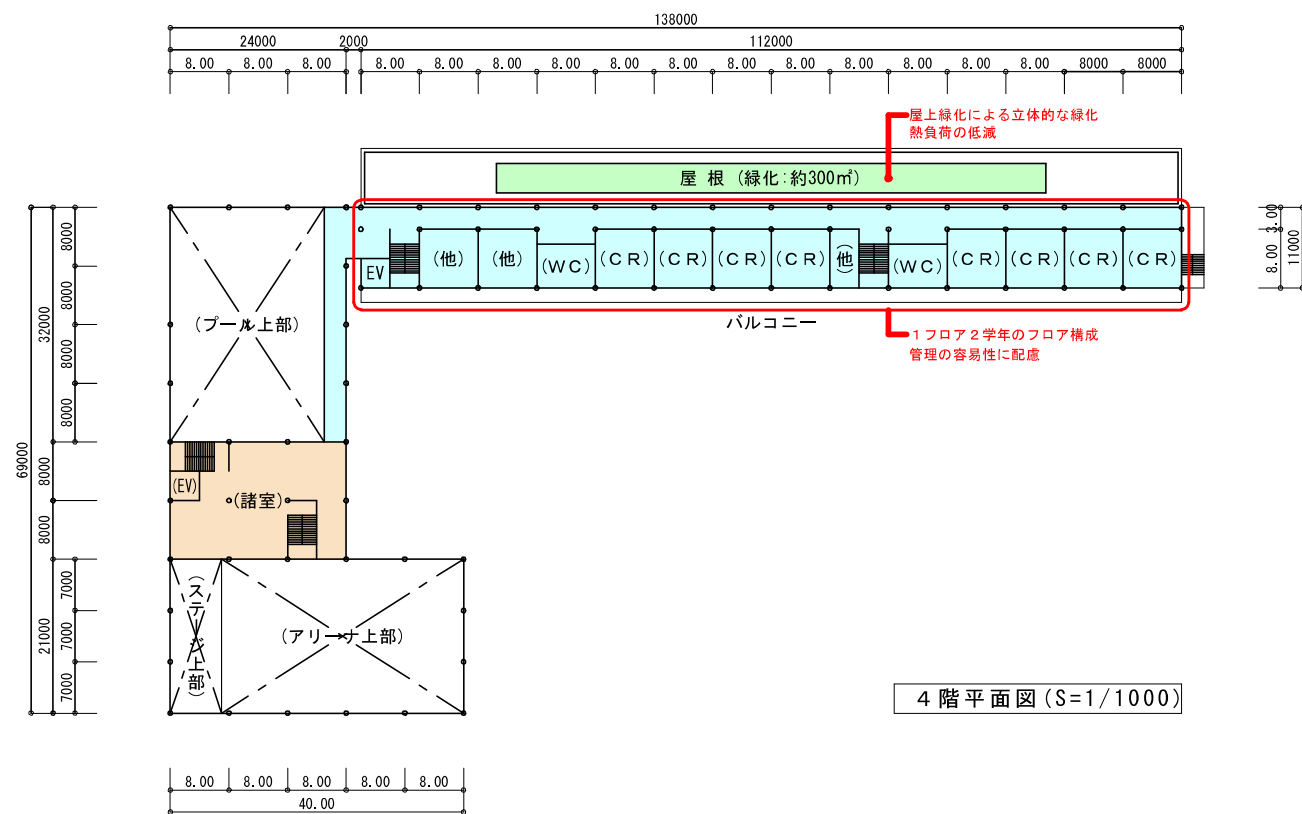
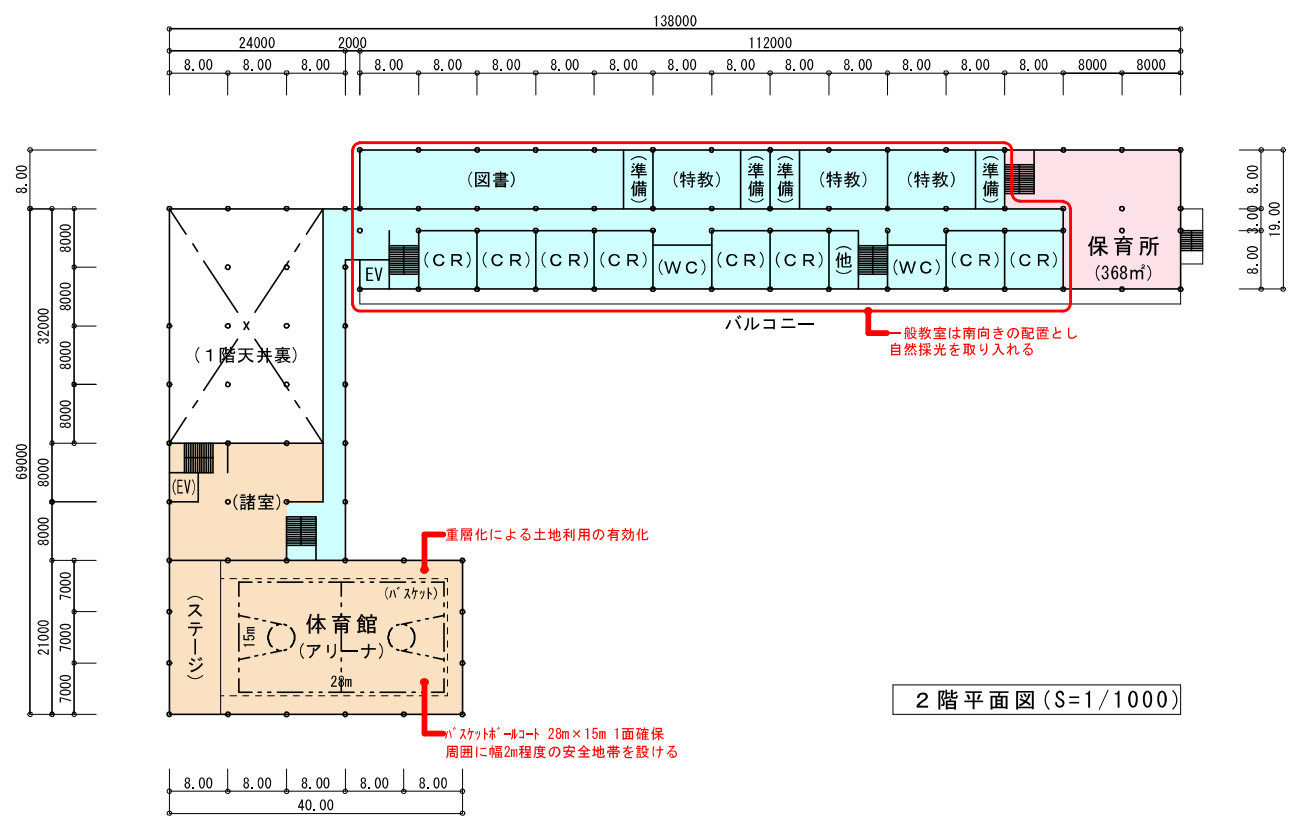
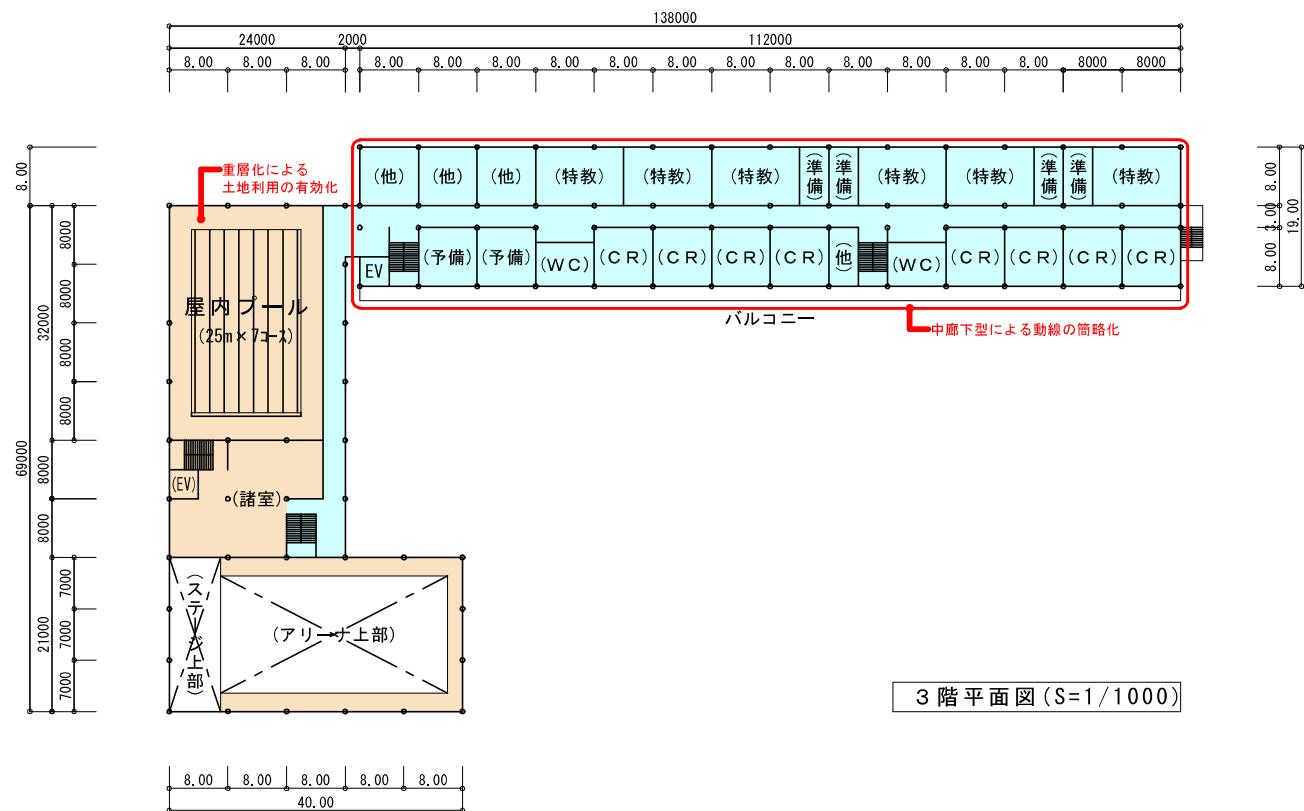
- ・一般教室を前室南面向きとして自然採光を採り入れると共に、バルコニーや庇等により、夏期の日射遮蔽等に配慮する。

#### ○ 防災拠点としての整備

- ・給食室と体育館を近接してに配置する等、災害時の生活環境確保に配慮した地域への貢献度の高い防災拠点となるよう整備する。

### ■ 計画データ

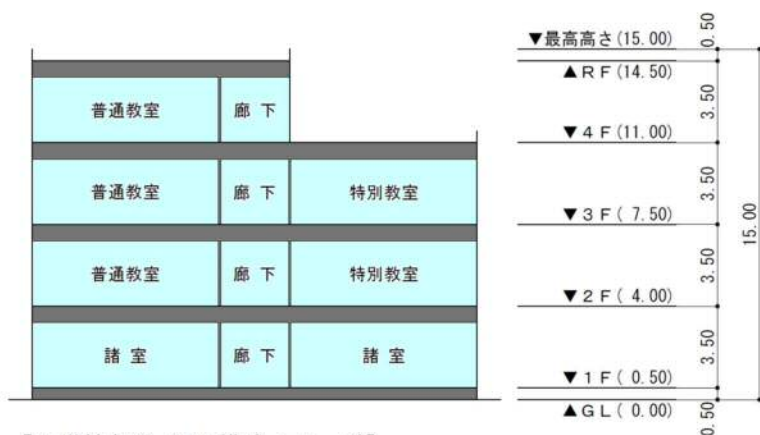
- ・敷地面積 : 15,000 m<sup>2</sup>
- ・建築面積 : 約 4,300 m<sup>2</sup> ( 28 % )
- ・校庭面積 : 約 7,200 m<sup>2</sup> ( 48 % ) 芝貼り部分含む
- ・緑化面積 : 約 3,775 m<sup>2</sup> ( 25 % )



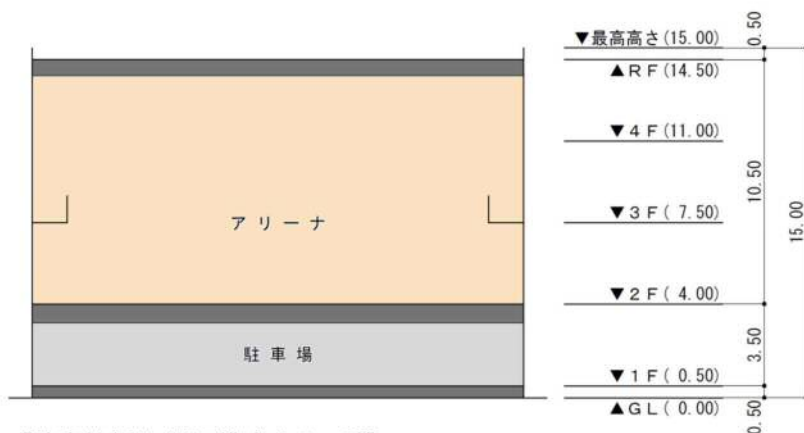
- : 小学校
- : 児童クラブ
- : 保育園
- : スポーツ施設
- : 駐車場等

### 03. 本計画で検討した断面計画(例示)

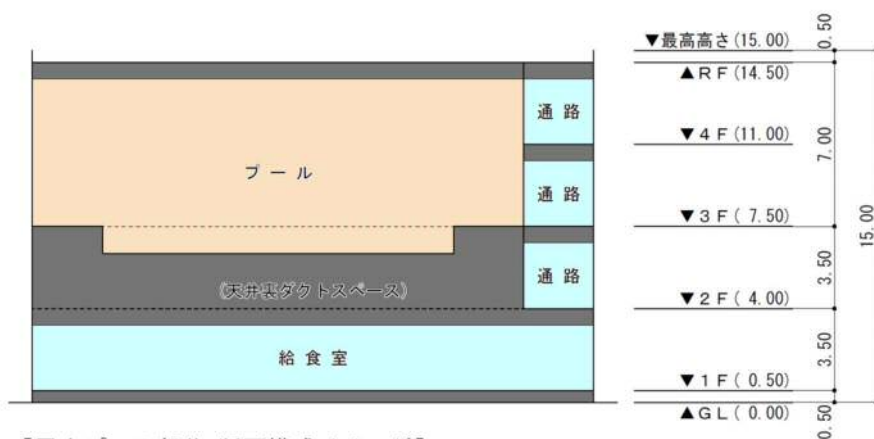
本計画地は、高度地区の区域内に位置し、高さの最高限度が15mに制限されている。一方、敷地面積と施設規模の関係、及び運動場面積確保の観点から、計画建物の建築面積を可能な限り縮小する必要があるため、各部の断面構成を下図に示す通り想定した。



【小学校部分 断面構成イメージ】



【体育館部分 断面構成イメージ】



【屋内プール部分 断面構成イメージ】

## 04. 仕上計画

### ●基本方針

本施設における外部及び内部各所の仕上材料、工法等は、下記内容に十分配慮して検討を行い、児童及び利用者が落ち着いて使用できる環境となるよう計画する。

- 周辺との調和のとれた、景観に配慮した材料の採用を検討する。
- 明るく開放感があり、地域住民から親しまれる建物となるよう計画する。
- 耐久性、メンテナンス性に優れた材料の採用を検討する。
- 児童及び利用者の安全性・快適性に配慮した材料・工法の採用を検討する。
- 県産木材等の利用を積極的に検討する。

## 05. 構造計画

### ●基本方針

本施設は災害時に避難所として利用されることが想定され、地域の防災拠点として求められる耐震安全性の目標を下記表の通りとして計画する。

なお、構造体について気象庁震度階5程度(中地震動)に対して建物の十分な機能を保持し、震度階6強～7程度(大地震動)に対して建築物の架構に部分的なひび割れ等の損傷が生じても構造体の大きな補修をすることなく、人命の安全確保に加え機能確保が図られるよう計画する。

耐震安全性の分類(重要度)

分類	活動内容	対象施設	耐震安全性の分類		
			構造体	非構造部材	建築設備
避難所として位置付けられた施設	被災者の受入等	学校、研修施設等のうち、地域防災計画において避難所として位置付けられた施設	Ⅱ類	A類	乙類

上記の目標の下で、本施設は下記の性能項目に特に重点を置き計画を行うこととする。

- ・ 安全性能・最低基準を満足するとともに、建物の機能、重要度に応じて安全性のレベルを設定する。
- ・ 使用性能・建築物の住みやすさ使いやすさを確保する為、不快感や不安感を抱かせる音や振動などの感覚障害を生じさせないように計画する。
- ・ 耐久性能・耐久性を損なう要因である、たわみ・ひび割れ・錆が発生しないよう構造部材を選定する。

- ・ 施 工 性・施工現場の実情を理解し、施工上起こり得る問題点を十分に検討した上で設計に反映する。
- ・ 経 済 性・機能性や安全性とのバランスを考慮し、経済的な架構及び工法を選定する。

## 06. 設備計画

---

### ●基本方針(電気設備関係)

長期に渡って活用できる機能を持った施設とするため、以下の項目に特に留意し計画する。

- ・ 児童や利用者の安全性、利便性を考慮し安全・安定供給の可能な計画とする。
- ・ ICT教育推進に対応した設備の導入など、将来の社会的、時代的要請に対応可能な施設となるよう計画する。
- ・ 太陽光発電設備の導入など、環境負荷低減、省エネルギーに配慮した計画を検討する。
- ・ 防災拠点として災害時の使用継続性等に配慮した設備・システムの導入を検討する。

### ●基本方針(空気調和設備関係)

快適な室内環境の実現に向け、以下の項目に特に留意し安全で快適な空調設備計画とする。

- ・ 環境負荷の少ない設備・システム
- ・ 室毎の個別運転や運転管理が容易な設備・システム
- ・ 負荷追従性が高い設備・システム
- ・ 経済性への配慮が高い設備・システム

### ●基本方針(給排水衛生設備関係)

建物内の環境を衛生的に保持するとともに、利便性・防災性を確保できるよう以下の項目に特に留意して計画する。

- ・ 利用形態を踏まえ自然環境に配慮した設備(省力化、ローコスト化)
- ・ 安全性の確保(学校開放、不特定多数の人の使用)
- ・ 運転、保守管理の容易さ

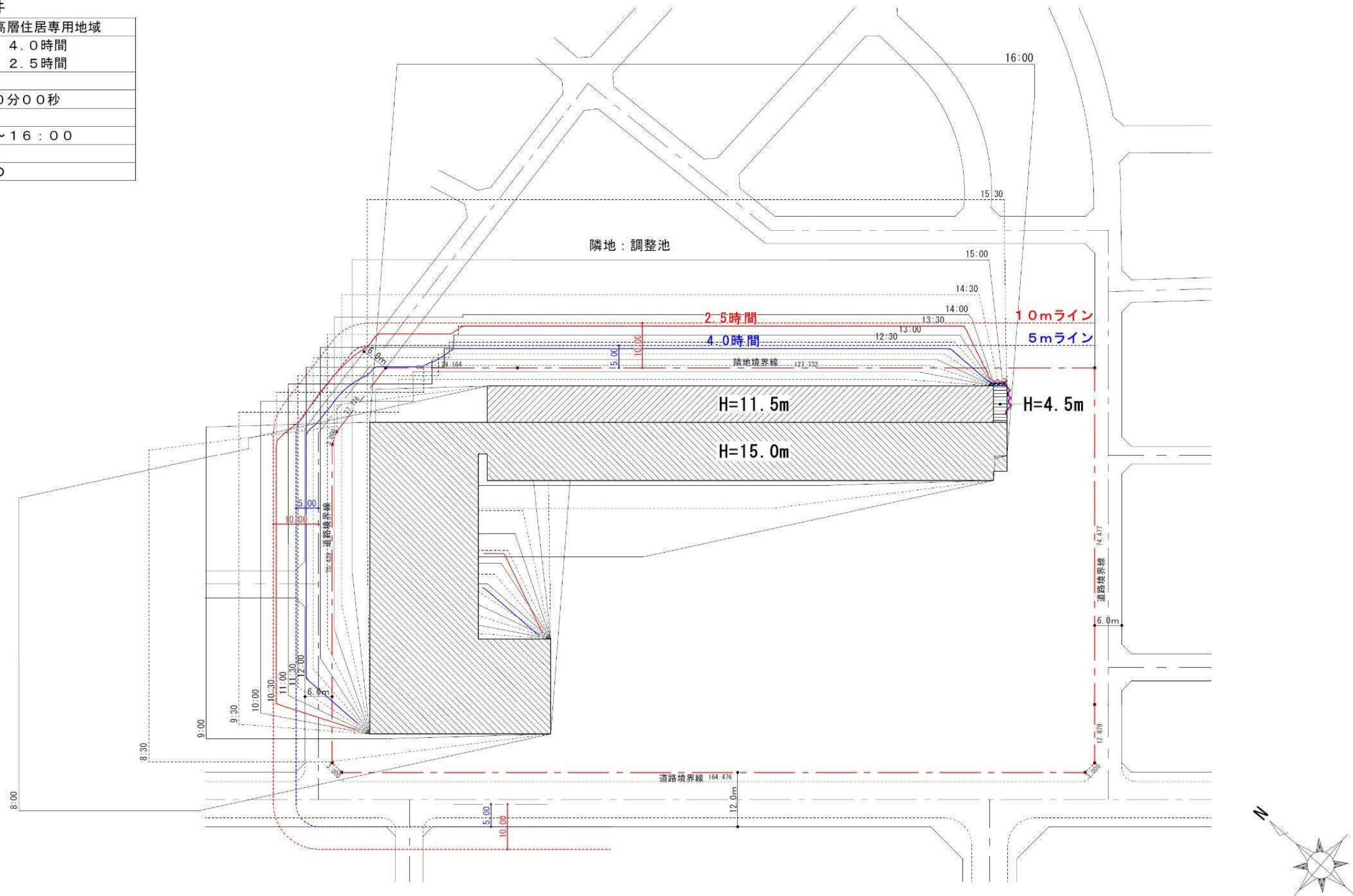


## 07. 日影の検討

本計画地は第二種中高層住居専用地域内に位置し、建築基準法の日影規制の対象となるため、計画建物による日影の影響及び法適合状況を確認した。  
 図に示すとおり、計画建物は建築基準法及び条例による規制値以上の日影時間となる場所は発生しない計画となっている。(規制値及び計算条件は下記参照)

### ●規制値及び計算条件

用途地域	第二種中高層住居専用地域	
規制時間	5m	4.0時間
	10m	2.5時間
測定面	4.0m	
北緯	36度00分00秒	
計算日	冬至	
測定時間	8:00~16:00	
計算時	真太陽時	
計算ソフト	JWCAD	



日影検討図 (S=1/1000)

## 08. 事業スケジュール(案)

施設複合化を前提とし、現時点での本計画の事業スケジュール案を以下に示す。

なお、令和2年度に実施した整備手法検討により、本事業は設計・施工を市が直接発注するいわゆる従来方式で整備するものとする。

### ●事業スケジュール(案)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本設計	←→				
実施設計		←→			
建設工事			←→		
供用開始					4月開校 →